

官報

平成十四年四月二十六日

○第一百五十四回 衆議院会議録 第二十九号

平成十四年四月二十六日(金曜日)

議事日程 第二十二号

平成十四年四月二十六日

午後一時開議

第一 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案(内閣提出)

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案(内閣提出)

安全保険設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出)及び自衛隊法及び防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(総貢民輔君) これより会議を開きます。

○議長(総貢民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(総貢民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

等の措置を講じようとするものであります。
次に、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案は、内外の経済的、社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給

を確保し、及び環境の保全に資するため、第一に、経済産業大臣は、風力、太陽光、バイオマスその他のエネルギーを変換して得られる新エネルギー等電気にについて、電気事業者が利用すべき量の目標を定めること、

○議長(純賀民輔君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

の重要性にかんがみ、内閣総理大臣の諮問事項及び同会議の議員に関する規定を改めるとともに、事会議に専門的な補佐組織を設けることにより、事態対処に係る安全保障会議の役割を明確にし、かつ、強化することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

を定めることにより、対処のための態勢を整備し、あわせて武力攻撃事態への対処に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものであります。以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

[Home](#) | [About Us](#) | [Services](#) | [Contact Us](#)

第一に、経済産業大臣は、新エネルギー等電気を発電する者等の申請に基づき、その設備等について認定を行うこと。

電気の量のうち、一定量以上の量の電気を新工本ルギー等電気とする義務を課すこと等の措置を講じようとするものであります。両案は、去る四月十七日本委員会に付託され、同日平沼経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取りいたしました。

る、本日、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案について、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。次いで、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案について、討論の後、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（綿貫民輔君） これより採決に入ります。
まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律
の一部を改正する法律案につき採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

○議長(純真民輔君) 御異議なしと認めます。次に、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(純真民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出)及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(純真民輔君) この際、内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。國務大臣福田康夫君。

(國務大臣福田康夫君登壇)

○國務大臣(福田康夫君) ただいま議題となりました安全保障会議設置法の一部を改正する法律案及び武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

初めに、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、武力攻撃事態等に際して、政府が、事態の認定、対処に関する基本的な方針の策定等の重大な判断を行ふに際しての安全保障会議

の重要性にかんがみ、内閣総理大臣の諮問事項及び同会議の議員に関する規定を改めるとともに、会議に専門的な補佐組織を設けることにより、事態対処に係る安全保障会議の役割を明確にし、かつ、強化することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、内閣総理大臣の諮問事項に、武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針を加え、これに伴い、防衛出動の可否を諮問事項から除いておられます。また、諮問事項に、内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態及び重大緊急事態への対処に関する重要な事項を加えることを定めておりま

を定めることにより、対処のための態勢を整備し、あわせて武力攻撃事態への対処に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものであります。以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

○議長（綿貫民輔君）この際、内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。國務大臣福田康夫君。

〔國務大臣福田康夫君登壇〕

○國務大臣（福田康夫君）ただいま議題となりました安全保全会議設置法の一部を改正する法律案及び武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

初めに、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、武力攻撃事態等に際して、政府が、事態の認定、対処に関する基本的な方針の策定等の重大な判断を行うに際しての安全保障会議

の重要性にかんがみ、内閣総理大臣の諮問事項及び同会議の議員に関する規定を改めるとともに、会議に専門的な補佐組織を設けることにより、事態対処に係る安全保障会議の役割を明確にし、かつ、強化することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、内閣総理大臣の諮問事項に、武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針を加え、これに伴い、防衛出動の可否を諮問事項から除いておられます。また、諮問事項に、内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態及び重大緊急事態への対処に関する重要な事項を加えることを定めております。

第二に、会議の機動的な運営を図るため、議員の構成を見直すとともに、常置の議員以外の国務大臣を、議員として、臨時に会議に参加させることができるようにすること等としております。

第三に、事態対処に係る安全保障会議の審議及び意見呈申に資するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき会議に進言する事態対処専門委員会を置くこととしておりまます。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

引き続きまして、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、我が国に対する外部からの武力攻撃事態に際して、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な法制を整えておくことは、國としての責務であります。

この法律案は、こうした観点から、武力攻撃事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項

を定めることにより、対処のための態勢を整備し、あわせて武力攻撃事態への対処に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、武力攻撃事態への対処に関する基本理念として、國、地方公共団体及び指定公共機関が、國民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じなければならないこと、日本国憲法の保障する國民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合、その制限は、武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続のもとに行われなければならないこと、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を中心とする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならないこと等を定めた上で、この基本理念にのっとり、國の責務等について所要の規定を置いております。

第二に、武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針、武力攻撃事態対策本部の設置、組織、所掌事務及び同対策本部長の権限、内閣総理大臣の権限等について所要の規定を置いております。

第三に、政府は、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備について、武力攻撃から國民の生命、身体及び財産を保護するため等の措置、武力攻撃事態を終結させるための措置等が適切かつ効果的に実施されるようにするものとすること、その緊要性にかんがみ、この法律の施行日から二年以内を目標として総合的かつ計画的に実施するものとすること等を定めております。

第四に、政府は、武力攻撃事態以外の國及び國民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するため必要な策を講ずるものとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 国務大臣中谷元君。

(國務大臣中谷元君登壇)

○國務大臣(中谷元君) 自衛隊法及び防衛厅の職員の給与等に関する法律案の趣旨を御説明いたします。

我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、防衛出動を命ぜられた自衛隊がその任務をより有効かつ円滑に遂行し得ることが必要であり、このため、防衛出動時及び防衛出動下命令前における所要の行動及び権限に関する規定を整備し、並びに損失補償の手続等を整備するとともに、関係法律の適用について所要の特例規定を設けるほか、武力攻撃の事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等が新設されることに伴い防衛出動命令の手続について所要の整備を行い、あわせて防衛出動を命ぜられた職員に対する防衛出動手当の支給、災害補償その他給与に関し必要な特別の措置を定める必要があります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。まず、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、第三百二条の規定により土地を使用する場合において、都道府県知事等は当該土地の上にある立木等を移転または処分することができるることとし、同一条第一項の規定により家屋を使用する場合において、都道府県知事等は当該家屋の形状を変更することができるところとともに、同条の規定により処分を行う場合には、都道府県知事は公用令書を交付して行わなければならぬこと、及び、この場合において、土地の使用に際し

て公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合等にあっては事後に公用令書を交付すれば足りること等とするものであります。

第二に、自衛隊の行動として防衛出動下命令前の防衛施設構築の措置を新設するとともに、当該職務に従事する自衛官が自己または自己とともに当該職務に従事する隊員の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができることとし、及び、防衛施設構築の措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は防衛厅長官等の要請に基づき土地を使用すること等ができることとするものであります。

第三に、防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の行動に係る地域内を緊急に移動する場合において一般交通の用に供しない通路等を通行することができる」とするものであります。

第四に、道路法等について、防衛出動等を命ぜられた自衛隊の任務遂行を円滑ならしめるため、適用除外その他の特例を設けることとするものであります。

第五に、取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿等した者は六月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処すること等とするものであります。

第六に、武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等の手続が新設されることに伴い防衛出動命令の手続について所要の整備を行うこととするものであります。

次に、防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部改正について御説明いたします。

第一に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。菱田嘉明君。

〔菱田嘉明君登壇〕
○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。菱田嘉明君。

私は、自由民主党を代表いたしまして、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、いわゆる武力攻撃事態対処法など関係三法案について、小泉内閣総理大臣並びに中谷防衛厅長官に質問をいたします。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。菱田嘉明君。

私は、自由民主党を代表いたしまして、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、いわゆる武力攻撃事態対処法など関係三法案について、小泉内閣総理大臣並びに中谷防衛厅長官に質問をいたします。(拍手)

国家の緊急事態に対する対処は、国の最も重要な責務であります。経済的な繁栄も、個人の幸せも、安全保障が確立されてこそ初めて成り立つものであります。

これらの法案は、国家の緊急事態への対処のための基本的な枠組みをつくるものであり、我が国の大政の安全保障政策を充実していく上で歴史的な節目となるものであると確信いたしております。それだけに、国民的合意が得られますよう、国会において真剣な議論を重ねていくとともに、政府は国民にわかりやすく説明していく責任があると考えております。

統一して、自衛隊の行動の円滑化の観点から、防衛厅長官にお伺いいたします。

国民の間には、既に冷戦が終結したにもかかわらず、なぜ、今、これらの法案を整備する必要があるのかといった疑問の声もあるうかと思います。

また、武力攻撃事態において、国民の権利はどうなるのか、地方自治はどうなるのか、こうした不安を感じる向きもあるうかと思います。

そこで、改めて総理からこの法案の必要性、国民の権利との関係、地方自治との関係について、政府の考え方を明快に御説明いただきたいと思います。

また、国民の間では、米国同時多発テロや武装不審船事案などを踏まえて、こうした事態に対する不安が高まっています。

武力攻撃事態対処法の第二十四条においては、政府は、武力攻撃事態以外の緊急事態に対し今後どのように取り組んでいく考えなのか、国民の不安を払拭すべく、総理の明確な御答弁をお願いいたします。

国民が政府に期待しておるのは、武力攻撃事態における国家の安全の確保とともに、国民の生命、身体の安全の確保であろうと思います。

武力攻撃事態対処法においては、国民の被害への対応という極めて重要な分野の法整備も全体の枠組みの中に明確に位置づけており、今後の政府の取り組みに期待するところであります。

避難のための警報の発令等、具体的な措置を講じていくためには、国、地方公共団体、公共機関等の各機関が一体となって取り組む必要があります。それだけに、時間をかけてじっくり取り組むべき課題ではありますが、大きな問題でもありますので、いかなる取り組みをしていくのかについて、現時点での総理のお考えをお伺いいたします。

まず、武力攻撃事態対処法案では、政府として決定する対処基本方針に、防衛出動待機命令等を記載することとされました。これは、国家存立のときの自衛隊の重要な行動等について、行政府限りではなく、立法府とともに、まさに国全体で判断していくこととするものであります。

この新たな制度のもとでは、これまで国会の承認に係つていなかつた措置について、新たに国会の承認が必要となつたわけであります。このことについて、防衛厅長官の御見解をお伺いいたします。

また、今回の自衛隊法等の一部改正法案では、防衛施設構築という新たな自衛隊の行動が追加されであります。部隊運用の現実を踏まえたものでありまして、こうした措置の創設により、我が国の防衛がより効果的なものとなるよう強く期待しておりますが、防衛厅長官から、この新たな行動の類型の必要性について、国民にわかりやすく説明をしていただきたいと考えます。

次に、今回の自衛隊法等の一部改正法案と基本的人権の制約の問題についてお伺いいたします。今回、取扱物資の保管命令違反に対する新たに罰則を設けることについて慎重な意見がある一方で、業務従事命令には罰則を設けていない点についてもさまざま意見が出されております。罰則の問題は、武力攻撃事態における国民の人権の保障に関する重要な問題であります。

本法案で新たに設ける罰則の考え方について、防衛厅長官から明瞭に御説明願います。

最後に、これらの法案は、日本の安全保障政策の歴史の大きな転換点となる重要な法案であると考えております。法案の一刻も早い成立と、本法案を軸とする確固たる安全保障政策の構築に向けて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 菅田議員にお答

えいたします。

法案の必要性、国民の権利との関係、地方自治との関係についてのお尋ねであります。

今回提出した三法案は、武力攻撃事態という国及び国民の安全にとって最も緊急かつ重大な事態への対処を中心とした基本的な危機管理体制の整備を図るものであります。かかる法

として行わればならなかつたものであります。

また、憲法に定める国民の自由と権利の尊重を基本理念として明記しており、武力攻撃事態への対処において、この基本理念にのって行うこととしております。

法案では、地方自治の趣旨を踏まえ、具体的に国が地方に関与していく場合には個別の法律に根拠を持たなければならぬこととするなど、十分な配慮をしております。

テロ等の緊急事態に対する取り組みについてでございます。

政府としては、国及び国民の安全を確保するため、武力攻撃事態への的確な対応を図るだけではなく、いかなる事態にも対応できる安全な国づくりを進めていくこととしております。

テロや不審船等、武力攻撃事態以外の緊急事態については、これまで、警察・海上保安関係法、自衛隊法、災害対策基本法等によって態勢を整えてきているところですが、今後とも、これを一層改善強化するための措置を講じてまいります。

国民の安全の確保に関する国・地方公共団体、公共機関等の取り組みについてでございます。

法案に基本理念として明記されているとおり、武力攻撃事態への対処においては、国・地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力をし、万全の措置が講じられなければならないと考えます。

また、関係機関による対処措置の総合的な推進のため、武力攻撃事態においては、対策本部を設

置することとしています。

さらに、政府としては、国民の保護のための法

制の整備に当たつて、国・地方公共団体及び指定

自衛隊法第七十七条の二の規定を設け、事態が緊迫し、防衛出動が発せられることが予測される状況において、展開予定地域内で行う防衛施設構築の措置について、防衛厅長官が内閣総理大臣の承認を得てこれを命ずることとするものであります。

(拍手)

○内閣総理大臣(中谷元君登壇)

新たに国会承認が必要となりました。

自衛隊の防衛出動は、国としての武力の行使そのものにかかる特に重大なものであり、これまでにかかる特別に重大なものであります。

また、即応予備自衛官及び予備自衛官の防衛招集、防衛出動待機命令や防衛施設の構築等に着手することは、我が国防衛の強固な意思を内外に示すものであります。

このようなことから、その実施を行政府と立法府の統一的な意思決定のもとで行うため、必要な記載事項として対処基本方針に記載し、この対処基本方針について国会の承認を求めることがあります。

本法案の防衛施設構築の措置という新たな行動の類型の必要性についてお尋ねがございました。

近年、我が国に対する脅威や武力攻撃の形態については多様化してきており、武力攻撃が発生する危険が切迫してから実際の武力攻撃に至るまでの期間が極めて短いことがあります。

この防衛施設を構築するには相当の期間を要するところです。

本法案の防衛施設構築の措置についてお尋ねがございました。

このように、改正法案における罰則は、主として、積極的な作為義務の履行を確保するための

ものではなくて、むしろ、妨害等を行わないという不作為を要求し、それに違反する行為に対して科すなど、公共の福祉を確保するための必要最小限の制限として、憲法上許されるものであるというふうに考えております。(拍手)

例えば、取扱物資の保管命令は、自衛隊の任務遂行上必要とされる物資を確保するために必要なものがですが、これに関する罰則は、保管命令に違反して保管物資を隠匿、毀棄、または搬出する

いう悪質な行為を行ふ場合に限り罰則を科すところです。

このように、改正法案における罰則は、主として、積極的な作為義務の履行を確保するための

ものではなくて、むしろ、妨害等を行わないという不作為を要求し、それに違反する行為に対し科すなど、公共の福祉を確保するための必要最小限の制限として、憲法上許されるものであるというふうに考えております。(拍手)

○議長(鶴賀民輔君) 伊藤英成君。

(伊藤英成君登壇)

○伊藤英成君 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました、いわゆる有

事法制関連三法案について質問をいたします。

私は、今、この場に立ちまして、本日午前中、この壇上でプローディ欧州委員会委員長が演説をされ、中東・パレスチナ問題に関連いたしまし

て、軍事的行動は恒久的解決にならないと強調されていましたことを、今、印象深く思い出します。(拍手)

私は、有事法制を議論しようとするとき、日本

の姿勢として、そもそも憲法の基本原則である平和主義や国際協調主義に基づく外交、予防外交を積極的に展開し、できる限り紛争を未然に防止し、アジアの近隣諸国との信頼関係を構築するなど、しっかりととした外交を展開していくことが大前提であることをまず冒頭申し上げ、質問に入りたいと思います。(拍手)

さて、民主党は、一九九八年の結党大会で、「シビリアン・コントロールや基本的人権を侵害しないことを原則としながら、有事・危機に際して超法規的措置をとることのないよう関連法制の整備を早急に進める。」と決定して以来、翌九九年には安全保障基本政策を策定し、「緊急事態において、日本に対する武力攻撃などに効果的に対処できるようその活動の根拠を与えるとともに、」このような緊急事態においても自衛隊などの活動が、シビリアン・コントロールの下にあり、国民に対する必要以上の権利制限とならないよう、国民の権利、とりわけ憲法上認められた基本的人権・表現の自由等を保障すること」と、こういうことに重点を置いて、積極的に検討を重ねてきました。

有事法制の本質は、一時的にではあれ、時政府に国民の権利の制約をゆだねる側面があるということです。そのため、政府の権限拡大を認めるには、国民の信頼に足り得る政府であることが不可欠です。

しかし、今、小泉総理への支持率は大きく低下しています。身内の国会議員や、この法制の中心となるべき防衛省や外務省においてもさまざま疑惑が喧伝され、とどまるところを知りません。国民生活に重大な影響を及ぼす法案が、疑惑を指摘されている議員や役所の主導で審議されるのは、国民の理解が得られません。

失われた国民の信頼の回復についてどうなさるのか、有事法制整備に向け、小泉総理、川口外務大臣及び中谷防衛長官から、基本的な認識をお伺いいたします。

次に、政府案について具体的に伺います。

政府案は、外部からの武力攻撃に対抗するため、自衛隊の行動の円滑化を優先する法整備となつており、国民の安全や保護のための法制、国際人道法や米軍支援に関する法整備などの重要事項については、単に言葉として挙げているのみで、事実上先送りです。政府案では二年以内を目標に整備となっていますが、むしろ、こちらの方こそ重要であるはずであります。

また、現代社会で最も蓋然性が高いと思われるテロやゲリラや不審船への対処、大規模災害等への対応についても、すっぱりと抜け落ちております。小泉総理は、折に触れ、備えあれば憂いなしと言つておりますが、この法案では、基本的人権に関する備えなくして憂いありとの疑惑を持たざるを得ません。(拍手)

こうなったのは、連立与党間の政局絡みのさや当て、包括法を主張する小泉総理と冷戦思考の国防族との確執、防衛庁と警察庁の綱張り争いのせいで言つておりますが、この法案では、基本的人権・表現の自由等を保障すること」と、こういうことに重点を置いて、積極的に検討を重ねてきました。

有事法制の本質は、一時的にではあれ、時政府に国民の権利の制約をゆだねる側面があるということです。そのため、政府の権限拡大を認めるには、国民の信頼に足り得る政府であることが不可欠です。

有事法制の本質は、一時的にではあれ、時政府に国民の権利の制約をゆだねる側面があるといふことです。そのため、政府の権限拡大を認めるには、国民の信頼に足り得る政府であることが不可欠です。

有事法制の本質は、一時的にではあれ、時政府に国民の権利の制約をゆだねる側面があるといふことです。そのため、政府の権限拡大を認めるには、国民の信頼に足り得る政府であることが不可欠です。

失われた国民の信頼の回復についてどうなさる態になり得るしたら、周辺事態法との関係はどうなるのですか。このような難解な定義では、かえって現場で混乱をもたらすのではないでしょうか。明確な判断基準とすべきだと考えますが、総理の御所見を伺いたい。

次に、民主的統制の観点から伺います。

政府案では、国会の閣与や見直し規定、政府の暴走を阻止する仕組み等が極めて不十分です。武力攻撃事態では、通常の手続をとるいとまがない可能性が生じることは否定しません。しかし、不可能な活動制限か、指導をだれが、どのような権限で用意に手続の省略を認めると、行政の専横に

よって、民主主義そのものが危殆に瀕する事態もあり得ます。

武力攻撃事態に対処するには、自衛隊の活動を含む諸態様を実施する行政府と、その基本方針を定める立法府が、共同して当該事態に対処するの

だという決意のもと、必要な情報開示を受けた国

会や国民が、自衛隊を含む行政各部の行動や人権制約を伴う公権力の行使をしっかりと監視していくべきであります。

そのような見地から政府案を見ますと、心もと

ない限りであります。例えば、自衛隊が必要な國

会承認を受けて防衛出動をした場合であっても、一定の期間が経過した後に、新たな視点から活動

の是非をチェックするようなシステムも必要ではないでしょか。また、対処基本方針の廃止等には

は国会の議決による廃止規定を設けるべきであ

り、その際、事の是非を判断するためには情報開示規定が必要だと考えますが、これらの諸点につ

いて、総理及び防衛庁長官から御答弁をいただきたい。

次に、武力攻撃事態の定義について伺います。

政府案では、対象を、武力攻撃のおそれのある事態と、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態としていますが、その区別が不明確で

ます。予測される事態まで対象とすると、時の政府に都合のいい、主觀的、恣意的な運用となる余地が生じてきます。また、周辺事態でも武力攻撃事

態になりますが、その区別が不明確であります。予測される事態まで対象とすると、時の政府に都合のいい、主觀的、恣意的な運用となる余地が生じてきます。また、周辺事態でも武力攻撃事

態になりますが、具体的にはどのような場合を想定しているのか、片山総務大臣から明らかにしていただきたい。

また、責務の一端を担うとされる指定公共機関とは、別に政令で定めることとされていますが、そもそもどういうものなのか。対象となる業種程度は、きちんと法律で規定すべきだと思います。

対象には民放や各種マスコミも含まれるのでしょうか。これら指定公共機関については、どのような活動制限か、指導をだれが、どのような権限で行使するのか、片山総務大臣から明らかにしていただきたい。

さらに、国民等に及ぼす影響が最小となるための警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置について、具体的にどのような枠組みを構築していくのか、全くわかりません。国の省庁間、地方公共団体等をまたいだ相互連絡、物資配給、警報、避難誘導、消防等を行うための法制度は、実際どのように考えられておられるのか。総理及び総務大臣の御所見を伺いたい。

次に、法案では、国民の協力の名のもとに、強制的に徴用されるのではないかとの不安の声も聞かれます。また、物資の収用等や業務従事命令及び違反者への処分について、専ら自衛隊による任務遂行という都合から不服申し立てができるない

ようですが、こうむった不利益はどのように消解できるのでしょうか。総理及び防衛庁長官からお答えいただきたい。

さらに、この法案には、武力攻撃事態において補償、賠償などに関する規定、具体的な手続など、裁判所による事後司法審査についての言及ありません。特別な定めが必要だと思いませんが、既存の法的枠組みで十分という認識なのでしょうか。総理から御所見を伺います。

次に、米軍の行動に関する法律が検討されながら、最終的には先送りされてしましました。米軍が行動する場合、どのようなシステムで調整され

るのか、日本有事のための支援であっても、米軍の行動についての定めがなければ、国民は不安に思います。周辺事態における後方支援活動等や集団的自衛権との関係等、極めて重要な課題の解決も迫られています。

法案にある対処措置においては、米軍への物品、施設、役務の提供その他の措置が明記されています。いながら、武力攻撃事態における米軍との物品役務相互提供協定の整備については述べられています。せんし、武力攻撃事態に米軍による権利侵害などがあった場合の裁判管轄権、適用法令の選択等の規定はありません。総理及び川口外務大臣から、米軍にかかるこれらの問題について、具体的にお答えをいただきたい。

最後に、最も重要な基本的人権の尊重について伺います。人権に関する基本理念は、平時、有事を問わず守られるべきであります。武力攻撃事態における公権力の発動においては、人権侵害に至る危険性が高いことを想起すべきです。だからこそ、あらかじめ政府が守るべき基本理念を定め、それを最大限尊重する努力義務を定めることが重要だと考えます。

例えば、いかなる事態にあっても、思想、良心、信仰の自由といった内心の自由は絶対不可侵である。その他の精神的自由権に対する制約がなされる場合は、より重大な人権を守るために必要最小限の範囲にとどめなければならないこと。特に表現の自由については、原則として事前に制約してはならず、例外的に事前抑制が可能な場合も、その内容を問題にする制約は許されないこと。経済的自由権に対してやむを得ず特別の制限を課すには、その損失等を補償しなければならないこと。難民の迅速な受け入れ等や捕虜、戦傷病者の保護等を定めるジュネーブ条約関連法制を早急に整備することなどが重要でしょう。以上のような観点からの具体的な規定を置くつもりはないのか、また、どのようにして国民の基

本的人権を担保していくつもりなのか、小泉総理からお伺いをして、私の質問を終ります。

(拍手)

[内閣総理大臣小泉純一郎君]

伊藤議員にお答えいたします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 伊藤議員にお答えいたします。

武力攻撃事態対処法整備に向けた基本的認識についてでございます。

法案は、武力攻撃事態という国及び国民の安全にとって最も緊急かつ重大な事態が生じた場合における対処を中心、国全体としての基本的な危機管理体制の整備を図るものであります。すなわち、武力攻撃事態への対処は、すべて、あらかじめ法律の定める枠組みの中で行うものと位置づけられております。

政府としては、国民の権利と自由を最大限尊重するために、緊急事態における法手続をあらかじめ整備しておくことは重要であると考えます。このような点について、国民の理解と協力が得られるよう努めるとともに、武力攻撃事態への対処に万全を期してまいりたいと考えております。

国民の安全のために何が必要かというお尋ねであります。

今回提出した三法案は、武力攻撃事態への対処を中心に、国全体としての基本的な危機管理体制の整備を図るものでありますが、国民の保護などのための法整備についても、この法案に示された枠組みのもとで、整備の方針や項目を示しつつ、包括的に実施していくこととしたところであります。

また、法整備については、武力攻撃事態以外の緊急事態への対処についても、一層改善強化するための施策を講ずることとしており、全体として、いかなる事態にも対応できる安全な国づくりを進めていくこととしております。

武力攻撃事態は明確な判断基準によるべきでは

ないかとのお尋ねです。

武力攻撃事態の判断は、国際情勢、相手国の意図で対処を始める必要があることについては御理解であります。

武力攻撃が予測される事態において、一定の範囲で対処を始める必要があることについては御理解いただきたいと思います。

周辺事態と武力攻撃事態とは、それぞれ別個の法整備に基づくものであります。事態の範囲によっては両者が併存することはあり得ると考えます。

民主的統制についての御指摘がありました。

政府が国会の審議等を通じて示された国会の意

思を尊重することは、当然であります。

また、武力攻撃事態が終了し、自衛隊の防衛出

動や被災者の救助、被害の応急復旧等、一連の対

処措置の必要がなくなれば、政府として対処基本

方針を速やかに廃止いたします。

なお、政府としては、行政府と立法府の統一的

意思決定のもとで武力攻撃事態に対処していく

観点から、国会の判断に必要な情報を可能な範囲

で開示してまいります。

国民の保護のための法制についてでございま

す。

国民の保護のための法制についてでございま

す。

今後、國民の保護のための法制についてでございま

す。

今後、國民の保護のための法制についてでございま

す。

今後、國民の保護のための法制についてでございま

す。

今後、國民の保護のための法制についてでございま

す。

自衛隊法に基づく処分については、緊急時において迅速に行われる必要があることから、御指摘のとおり、従来、行政不服審査法による不服申立てをすることができないこととされています。

他方、かかる処分によって通常生ずべき損失や実費については、適正な補償を実施することとしており、国民のこうむった不利益の解消を図っています。

国民の権利が制限された場合の補償等についてのお尋ねです。

法案では、基本理念の中で、国民の自由と権利に制限が加えられる場合は、必要最小限のものであります。かつて、公正かつ適切な手続のもとに行わなければならぬことを明記しています。

政府としては、今後の法制整備において、国民の自由と権利を制限せざるを得ない場合の手続等について、慎重かつ適切に検討してまいりたいと考えております。

政府としては、今後の法制整備において、国民の自由と権利を制限せざるを得ない場合の手続等について、慎重かつ適切に検討してまいりたいと考えております。

なお、このような手続等にのつとつた対処措置は、当然、事後の司法審査の対象となるものであります。

なお、このように手続等にのつとつた対処措置は、当然、事後の司法審査の対象となるものであります。

武力攻撃事態における米軍の行動についてでござります。

米軍の行動の円滑化のための法制についてでござります。

今後、日米安保条約の目的の枠内及び憲法の範囲内で国連憲章を初めとする国際法に従い、武力攻撃事態対処法に基づき検討していくことになります。

ただいま議員より御指摘ありました点につきましても、それを十分に踏まえつつ、今後適切に検討してまいります。

人権に関する規定及び人権の担保についてのお尋ねです。

法案では、基本理念として、武力攻撃事態への対処においては、國民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合、その制限は必要最小限のものでなければならぬこと等が明記されており、武力攻撃事態への対処

は、かかる基本理念にのって行われることとしています。

また、今後、法案の定める期限内を目指して進められる事態対処法制の整備においても、かかる基本理念にのって、国民の基本的人権を尊重するとともに、ジュネーブ諸条約等の国際人道法的確な実施を確保してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣川口順子君登壇〕

○國務大臣(川口順子君) 有事法制整備に向けた外務省の信頼回復についてお尋ねがありました。

私といたしましては、武力攻撃事態対処法等も含め、内外の重要な課題にしつかりと取り組んでいくためにも、私は課せられた第一の使命でございました。外務省改革を断行し、一日も早く国民の皆様の信頼を回復し、国益を増進する外交の実施体制を整える決意であります。

武力攻撃事態における米軍の行動についてのお尋ねがありました。

米軍の行動の円滑化のための法制につきましては、今後、日米安保条約の目的の枠内及び憲法の範囲内で国連憲章を初めとする国際法に従い、武力攻撃事態対処法案に基づき検討していくことになります。

具体的には、例えば、日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動を実施する米軍に対し、物品、役務、施設の提供等を実施するための法制整備などが対象となります。ただし、ま議員より御指摘ありました点につきましても、それを十分に踏まえつつ、今後適切に検討してまいります。(拍手)

〔國務大臣中谷元君登壇〕

○國務大臣(中谷元君) 有事法制に向けた基本的認識に関するお尋ねがございました。

有事法制は、有事に際し、外部からの侵略を排除し、国や国民の主権また国民生活を守っていく

ため、国家の防衛作用を確保するために行うこと

は、言うまでもありません。

自衛隊の任務遂行に当たっては、自衛隊に対する國民の信頼が必要不可欠であります。私は、防衛廳長官として、このことを十分に踏まえ、国民の皆様の信頼のもと、武力攻撃事態への対応に関する法制の整備を初めとする防衛行政の遂行に邁進してまいります。

民主的統制に関するお尋ねがございました。

先ほど総理が御答弁したとおりでございますが、政府が国会の審議等を通じて示された国会の意思を尊重することは当然であります。

また、武力攻撃事態が終了し、自衛隊の防衛出動や被災者の救助、被害の応急復旧等、一連の対処方針を速やかに廃止いたします。

なお、政府としては、行政と立法府の統一的な意思決定のもとで武力攻撃事態に対処していく観点から、可能な範囲で国会の判断に必要な情報を開示してまいります。

また、物資の収用や業務従事命令により国民のこうむった不利益をどのように解消するのかといふお尋ねがございました。

改正自衛隊法第百三條及び第百二條の一の規定に基づく処分は、防衛出動時等という國家の緊急時において、我が国を防衛するために行動している自衛隊の任務遂行上必要な物資等を確保するために行われるものでございます。こうした処分による損失については、適正な補償を実施することとしておりまして、國民のこうむった不利益の解消を図っているところでございます。

今般の自衛隊法改正で設ける罰則については、適正な手続のもとで行われることとされております。(拍手)

〔國務大臣片山虎之助君登壇〕

○國務大臣(片山虎之助君) 伊藤議員の御質問に

第一点は、内閣総理大臣による指示や代執行についてのお尋ねでございます。

この具体的な内容は、総理の答弁にもあります。

房を初め関係省庁と協力しながら検討していくことがなると思いますけれども、私としては、地方団体の意見をしっかりと踏まえながら適切に対応いたしたい、こう思っております。

例えば、指示する場合はどういうケースかといいますと、例えば、ある地方団体の住民の皆さんを避難させなければならぬ、避難を受け入れる

地方団体が複数ある、ただ、その複数間ではなかなか話がつかない、こういう場合には国が責任を持って指示をして、引き受けてもうういうこと

と、これが指示でございます。

それから、代執行の方は、例えば、住民の皆さんに避難勧告をやる、あるいは避難勧告をした住民の皆さんを輸送する、こういう場合に、当該地

方団体と連絡がうまくつかないとか、あるいは地方団体の方の態度が決まらないというときに、緊急の場合には国が直接やる、こういうケースが考

えられると思いますけれども、いずれにせよ、具体的な検討はこれから関係省庁で行ってまいります。

○議長(綿貫民輔君) 白保台一君。

〔白保台一君登壇〕

○白保台一君 私は、公明党を代表しまして、たゞいま趣旨説明のございました、武力攻撃事態対処法案及び安全保障会議設置法の一部改正案、自衛隊法の一部改正案に対し、総理並びに関係大臣に質問い合わせます。(拍手)

今回の武力攻撃事態対処関連三法案の提出によって、我が国に対する武力攻撃事態という国家の緊急時における国民の生命財産を守るために法整備の全体像と枠組みが示され、いよいよ本格的な論議がスタートしました。

万に備えた法整備をきちんととしておくことは、法治国家として当然です。また、緊急事態に適切な対応をとり得る態勢を平時から備えておくことは、政治の責務でもあります。むしろ、法的枠組みがないまま緊急事態に直面したら、超法規的な措置がとられたり、無用の人権制限をもたらすおそれがあります。さきの大戦における沖縄戦の地上戦でも明らかであり、今はお残されている旧軍用地の取得に関する諸問題を見ても明らかで

その指定公共機関に対しましては、特に必要がある場合には、別に法律で定めるところにより、内閣総理大臣が指示や代執行をできることとなります。

第三点目は、國民の保護のための法制度についての答弁にありますように、今後一ヵ年以内にこの國民保護法制度につきましては、これも総理の答弁にありますように、今後一ヵ年以内にこの法制度を検討して案を立て、具体的な適切な対応について盛り込んでまいりたい、こういうふうに考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 白保台一君。

〔白保台一君登壇〕

私は、公明党を代表しまして、たゞいま趣旨説明のございました、武力攻撃事態対処法案及び安全保障会議設置法の一部改正案、自衛隊法の一部改正案に対し、総理並びに関係大臣に質問い合わせます。(拍手)

今回の武力攻撃事態対処関連三法案の提出によって、我が国に対する武力攻撃事態という国家の緊急時における国民の生命財産を守るために法整備の全体像と枠組みが示され、いよいよ本格的な論議がスタートしました。

万に備えた法整備をきちんととしておくことは、法治国家として当然です。また、緊急事態に適切な対応をとり得る態勢を平時から備えておくことは、政治の責務でもあります。むしろ、法的枠組みがないまま緊急事態に直面したら、超法規的な措置がとられたり、無用の人権制限をもたらすおそれがあります。さきの大戦における沖縄戦の地上戦でも明らかであり、今はお残されている旧軍用地の取得に関する諸問題を見ても明らかで

そういう意味で、今回の関連三法案の提出は大きな意義があり、今後は、国民や地方自治体にもわかりやすい形で議論を進めるべきだと私は強く主張したいと思いますが、総理は、今回の法整備の必要性についてどのような認識をお持ちか、また

国民への理解を得るために具体的にどのように努力をされようとしているのか、あわせてお考えを承りたいと存じます。

さて、今回の武力攻撃事態対処法案について一部に、武力の行使、すなわち、事実上の戦争を容認する法律だから憲法違反であるとの批判があります。しかし、この批判は全く当たりません。

第一は、必要最小限の自衛権の行使の明示です。

武力攻撃事態対処法案の基本理念の第三条二項に、我が党の主張によって、「武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度」と明記されました。これは、自衛権の行使を規定している自衛隊法八十八条と同趣の規定であり、憲法で許容される必要最小限度の自衛権の行使であることは明らかです。

第二は、国連への報告義務の附加です。

武力攻撃の排除に当たって我が国が講じた措置について、国連安全保障理事会への報告を法律で義務づけました。こうすることことで、国際法上当然認められている個別の自衛権の行使であることが担保されるわけあります。

したがって、憲法九条の理念と趣旨は厳格に規定されており、憲法の枠内における対処措置であることは当然と思いますが、総理の御見解を承りたい。

角度を変えて、防衛庁長官にお伺いします。

今回の法案が成立すると、我が国の自衛隊を初め防衛力は強化されるのか、専守防衛という我が国の国防の基本方針が変化するのか。私たちは、そこから一步もはみ出することはないと明言できる

ものと思うが、明確にお答えいただきたいと思います。

我が党の主張によって、さきの二点に加え、対処法案に次の三点の重要な事項が盛り込まれました。

第一は、対処基本方針の国会承認です。

公明党は、緊急事態だからこそ、民主的なプロセスが確保されることを重視しました。従来は、

自衛隊法七十六条の規定で、自衛隊の防衛出動が国会承認事項となっていたのを、今回は、さらに範囲を拡大し、対処基本方針そのものを対象としたものであります。その理由は、対処基本方針の中に、防衛施設構築に伴う土地使用など、一部私権制限を伴う、国民生活に影響を及ぼす内容が盛り込まれているからであります。

第二に、基本的人権の尊重です。

万一千、国民の安全確保のために国民の権利が一部制約される場合であっても、それは必要最小限であり、かつ、その手続も公正、適正であるよう

定めました。

第三は、損失補償の原則です。

国民が国や地方自治体に協力したことによって財産上の損失を受けた場合、財政上の損失補償があることを明記しました。

特に、基本的人権の尊重と損失補償については、今後整備される国民保護など個別法制の中にも具体的に盛り込まれ、国民の基本的人権に十分配慮された内容になるよう、強く訴えておきたい

と思います。

この点について、内閣官房長官の責任ある答弁を求めます。

今後の法案審議に当たり一番重要なのは、国民への十分な理解であります。

この点について、内閣官房長官の責任ある答弁

第一は、武力攻撃が予測される事態とは何か、具体的に明示していただきたい。第二は、武力攻撃事態と周辺事態との関係についてでございま

て、それぞれ、関係大臣にお答えいただきたい。

最後に、提案をさせていただきます。

法整備等の個別法の概要と方針。以上三点について

は、国民保護、自衛隊支援、米軍支援等に関する法整備等の個別法の概要と方針。以上三点について

など、国民保護に関する個別法の整備期間が二年以内を目指と対処法案に書かれております。し

かし、その法整備については、住民の保護に直接かかわることなので、地方公共団体や指定公共機関などとも早急に協議し、少なくとも来年の通常国会に法案が提出できるよう、政府は全力を挙げるべきだと思います。この点について政府の方針をお伺いしたい。

また、審議に当たり、国民や地方自治体の幅広い意見を聞く努力が必要です。同時に、アジア諸国との理解を得ることも重要であり、丁寧な説明が

必要です。特に韓国や中国に対しても、今回の法案の趣旨について、今の段階からきちんととした説明を行い、理解を得るための絶え間ない外交努力がますます重要です。

この点について総理並びに外務大臣の御決意をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君登壇)白保議員にお答えいたします。

法整備の必要性と国民への理解についてです。

三法案は、武力攻撃事態という国及び国民の安

全にとって最も緊急かつ重大な事態への対処を中

心に、国全体としての基本的な危機管理体制の整備を図るものであります。いわゆる有事法制は、長年の課題であり、国家存立の基本として整備されていなければならなかつたものであります。

政府としては、国会審議の場において常にわかりやすい説明に努めるとともに、今後、地方公共

団体等に対し必要な情報提供を行い、国民の理解

を得るための最大限の努力を続けてまいりたいと考えます。

法案と憲法九条との関係についてでございま

す。法整備等の個別法の概要と方針。以上三点について

は、法整備等の個別法の概要と方針。以上三点について

を期する観点から、武力の行使が事態に応じ合理的に必要と判断される限度でなされなければならぬことを明記したところです。また、国連憲章上の義務を重視する立場から、安保理への報告義務についても明記しています。

国民の保護のための法整備期間についてで

は、法整備のための法整備期間についてで

つつ、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日本が國の防衛を全うすることを基本的な方針とした。安全保険体制を堅持し、文民統制を確保し、度ある防衛力を自主的に整備すること等により、我が國の防衛を全うすることを基本的な方針とした。

今回審議いたゞく三法案については、今申し上げたよつた我が國防衛における基本的な方針のもとで、國家の緊急事態への対処のための態勢を整備するに当たり、武力攻撃事態対処についての基本理念、國、地方公共団体等の責務その他の基本となる事項、今後必要となる事態対処法制の整備に関する事項等を定めるとともに、防衛出動時及び防衛出動前における自衛隊の行動及び権限に関する規定、手続を整備するなどするものでございます。

政府といたしましては、今後とも、さきに申し上げた我が国防衛における基本的な考え方、方針を堅持してまいりたいと考えております。(拍手)【國務大臣福田康夫君登壇】

○國務大臣(福田康夫君) 白保護員にお答えしました。法案では、武力攻撃事態への対処に関する基本理念として、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重を明記しております。今後の個別の法制整備は、この基本理念にのっとって行つてまいります。また、國民が協力をしたことにより受けた損失に関し財政上の措置を講ずることも、法整備の基本方針として明記されているとおりであります。次に、武力攻撃が予測される事態についてお尋ねがございました。

武力攻撃が予測されるに至つた事態とは、いまだ武力攻撃が発生していないが、事態が紧迫し、自衛隊の防衛出動の下令が予測されるような事態

であり、現行の自衛隊法に言う防衛出動待機命令等を発令し得る場合と同様でござります。次に、國民保護に関する法制についてお尋ねがございました。

國民保護に関する法制としては、避難のための警報の発令、被災者の救助、施設及び設備の応急復旧等、國民の生命等の保護のために必要な措置について、國、地方公共団体、公共機関等の役割を具体的に定めていくこととなると考えております。

また、法制の整備に当たっては、國民の自由と権利を尊重するとともに、國際人道法の的確な実施を確保してまいります。

以上であります。(拍手)

〔國務大臣川口順子君登壇〕

○國務大臣(川口順子君) お答えいたします。米軍支援等に関する法制の概要と方針についてのお尋ねがありました。

これにつきましては、日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動を実施する米軍に対しまして、物品、役務、施設の提供等を実施するための法制整備などが対象になります。

その際、米軍の行動は、我が国に対する武力攻撃を排除し、我が國及び國民の安全を守るためにものであることから、米軍が自衛隊と同様に円滑な行動を行えるような支援を検討してまいります。

次に、中國や韓国の理解を得るために外交努力についてお尋ねがありました。

武力攻撃の事態に対処するための法制は、外部からの武力攻撃に備え、我が國の独立と主権、國民の安全を確保するために整えるものであり、主権国家として当然整備すべきものであつて、周辺諸国に無用の警戒心を起こすようなものではないと考えております。

今回提出された武力攻撃事態対処法案等につきましては、外務省としても、その基本的な考え方や構造について、東京の外務本省や我が國の在外

公館を通じまして、各國に對して隨時説明してまいりまして、また、今後も必要に応じて説明していく考えであります。

いずれにいたしましても、この法制を含む我が國の安全保障政策に関しましては、中國や韓国を始めといたします各國に對して、引き続き透明性を確保してまいります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 東洋三君。(東洋三君登壇)

○東洋三君 私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました有事法制関連三法案について質問いたします。(拍手)

國民の生命、財産、自由、人権、文化を守り、國民生活を発展させることは、國家の最大の責務

であります。日本國の危機は、すなわち國民の危機であり、國家の存亡にかかわる非常事態に当たつては、政府は、すべてに優先して國民の生命財産等を守らなければなりません。武力攻撃であらうが、テロであろうが、自然災害であろうが、非常時の國家の鉄則に変わりはありません。

たつては、政府は、すべてに優先して國民の生命財産等を守らなければなりません。武力攻撃であらうが、テロであろうが、自然災害であろうが、非常時の國家の鉄則に変わりはありません。

本来、この最重要事項については、憲法に規定がなければなりません。日本の有事、非常時に、我が国としていかなる手段、方法によつてその危機を管理し、排除するのか、その明文規定がないのは現行憲法の欠点であります。(拍手)

私たち自由党は、それを補うために、安全保障に関する基本法と非常事態に対処するための基本法を制定すべきであると考えます。

日本の安全保障は、これまで、政府の憲法解釈によって、なし崩し的に、恣意的に行われてきましたが、安全保障の原則とそれに基づく自衛隊の行動原則を確立し、内外に宣言すべきであります。その土台の上に、非常事態において、國家が

地震、大洪水など、多種多様な形態が考えられます。國家の非常事態とは、他国からの武力攻撃にとどまらず、國家テロ、サイバーテロ、原発事故、水道への細菌混入、エネルギー危機、大規模地殻変動による津波、火山噴火、森林火災、大規模地震、大洪水など、多種多様な形態が考えられます。そのようなときには、内閣は、国会の承認を得た上で國家の非常事態を宣言し、非常事態態勢の実行を決定しなければなりません。

そのようなときには、内閣は、国会の承認を得た上で、内閣の責任において、強いリーダーシップ

によって事態を收拾していかなければなりません。そうしなければ、國民の生命財産等を守るこ

とができるないからであります。

また、非常事態はいつ起きるかわからないことがあります。さらに、非常事態においては、国民生活を守るために、道路、鉄道、航空、船舶等の交通、郵便、通信、電波、そして電力、ガス、石油等エネルギーの輸出入及び販売などについては、一定の統制を行わざるを得ません。内閣が地方自治体に對する指揮命令權を持つことも必要になります。

しかし、それは、あくまでも國民を保護するためには限らざるべきであります。

以上、自由党の考え方を述べてまいりましたが、この考え方方に立つて今提出されている政府案を拝見すると、政府案は、時代錯誤そのもので、まことに支離滅裂、あいまいも、奇想天外。國民の生命財産を守ろうと本気で考えたとは思えない代物であります。(拍手)

政府は、米国同時多発テロ事件を契機に、憲法解釈を回避したまま、自衛隊を米軍の後方支援のために海外に派遣しました。一国の軍事力を動かすのに、そのように無原則、なし崩し的に運用するやり方は、海外だけでなく国内でも、自衛隊を恣意的に動かす可能性をはらみ、危険きわまりないものと言わなければなりません。(拍手)

今、安全保障についての自由党の原則を申し上げましたが、政府は、一体、いかなる原則のもとに自衛隊を活動させようとするのか、小泉総理の御所見をお尋ねいたします。

また、今日、我が国を取り巻く安全保障環境は大きく変化しております。かつてのように、戦闘機や艦船を使って上陸し攻めてきた敵に戦闘機や戦車で応戦するという、古い戦争観は通用しなくなっています。まずテロで日本国じゅうをパニックに陥らせたり、いきなりミサイルや生物化学兵器で日本の戦闘能力を奪うといったシナリオが考えられます。

政府はどのような有事を想定して本法案を策定したのか、冷戦後の有事の中心形態と見られていましたが、最も頻度の高い大規模災害への対処するテロや最も発生頻度の高い大規模災害への対処をなぜ後回しにしているのか、総理の御見解を伺います。(拍手)

政府案では、有事に当たって、対処基本方針を閣議決定した上、「武力攻撃事態対策本部を設置する」となっていますが、そんなのうんちんな感覚で國民の生命財産を守ることができるはずがないであります。

洪水や地震などの災害対策と同じような認識で、どうして武力攻撃事態に対処できるのでしょうか。小泉総理は、政府案によって國家の危機に迅速に対応できると本気で考えておられるのか。

もしでかること考えておられるなら、その理由を明確にお話ししていただきたいものであります。

そもそも、政府が想定する武力攻撃事態とはどんな事態なのか。政府案では、日本が直接攻撃された場合のほか、武力攻撃が予測されるに至った事態も含むとされておりますが、その判断基準は何であり、だれがどのように判断するのか。周辺事態安全確保法には、我が自由党の主張で、「そ

のまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態」との文言を入れました

が、政府案の言う「武力攻撃が予測されるに至った事態」とは、それと同じ意味なのか、あるいは全く別の概念なのか、御説明願いたいものであります。

また、政府は、国民保護法制、自衛隊支援法

制、米軍支援法制などを「一年以内に整備する」とおりますが、どのような優先順位で、どのような位置づけで法案を整備するのか。有事法制の全

体像や考え方が全くわからないのであります。非常事態のときの国民の避難・保護措置が担保されないので、この法案は欠陥法案であると言わなければなりません。

以上の点について、御所見をお聞かせください。

自民党、公明党との連立政権で有事法制の整備は自民党ではありませんか。立案能力がないといふのであれば、政権を交代していただきなければなりません。総理の責任ある答弁を求めます。

最後に、国民の私権の制限について伺います。

(拍手)

有事の際に、我が國の危機を管理、克服するため、一時的に国民の私権を制限せざるを得なくなることがあります。それは、憲法第十二条等に規定されている公共の福祉にかなうるものとして行わなければなりませんが、そうである以上、どのような場合にどこまで制限するのか、明確にしなければなりません。そうしなければ、権限の乱用が行われたり、国民を混乱に陥れることになりります。私権制限のガイドラインについて、御見解を伺います。

以上指摘してまいりましたように、政府案は、いずれの面からも、いずれの角度からも、非常事態において国民の生命と財産を守る上で、百害あって一利なしと言わざるを得ません。

したがって、自由党は、今、小沢一郎党首を中心に対案を作成しており、近く、安全保障基本法案と非常事態に対処するための基本法案を国会に提出し、どのような事態においても国民の生命、財産、自由、人権、文化を守り抜くため、基本方針を国民に明示したいと思います。(拍手)

自民党幹部は、既に、有事法制関連三法案を今国会で成立させるために、野党との修正協議に大胆に対応する考えを示しておりますが、このよう

な法は、土台が間違っている以上、廃案にして根本から直すしかありません。政府案の修正でごまかして成立させることは、日本国と日本国民に対する重大な背信行為であります。

よもや修正協議に応じる野党はあるまいと申上げ、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 東議員にお答えいたします。

自衛隊の活動の原則についてでございます。

今回提出の三法案は、日本国憲法のもと、専守防衛等の基本的な防衛政策を堅持しつつ、武力攻撃事態対処を中心に、国家の危機管理体制を整備するものであります。

武力攻撃事態に至ったときは、自衛隊の行動等に関する事項を定めた対処基本方針を政府が策定し、国会の承認を求めるとしており、恣意的に動かす可能性をはらんでいるとの御指摘は当たりません。

法案が想定する事態についてです。

本法案は、武力攻撃事態における対処を中心

に、国全体としての基本的な危機管理体制の整備を図ろうとするものであります。法案においては、武力攻撃事態以外の緊急事態への対処についても、一層改善強化するための施策を講ずることとしているところであり、これを後回しにすることの御指摘は当たりません。

法案により国家の危機に迅速に対応できるのかとお尋ねがありました。

武力攻撃事態への対処に際しては、国として、総合的な意思決定と各種の措置の実施を迅速に行うことことが重要であります。このようなことから、安全保障会議の機能を強化して、対処基本方針の迅速な策定を図るとともに、内閣総理大臣に総合調整権を付与することにより、対処措置の的確かつ迅速な実施を図っております。

法案で想定する武力攻撃事態についてのお尋ね

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する石井郁子君の質疑に対する東洋二君の質疑

—

武力攻撃事態であるかどうかの判断は、国際情勢、相手国の意図、軍事的行動等を総合的に勘案してなされるものであります。武力攻撃事態の認定は対処基本方針に記載されることとされており、この対処基本方針は、内閣答申大臣の求めにより、

より閣議において決定された後、国会の承認を得ることとされています。

なお、武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態等であり、そのうち、武力攻撃が予測されるに至った事態とは、いまだ我が国に対する外部からの武力攻撃は発生していないが、事態が緊迫し、その発生が予測されるような事態を指しております。

障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。」と明記しております。

官自身が、当面は日本が本格的な武力攻撃を受けることは想定できないと明言してきたのではありませんか。

力の戦争に一層加担、協力しようとしていることを厳しく指摘しなければなりません。

個別の法制整備において、権利の制限を定めることが必要となる場合には、この基本理念にのつたり、個々の対処措置の目的、内容等に即して精査することが必要と考えます。(拍手)

攻撃が起きた場合だけではないということです。武力攻撃のおそれのある場合でも、武力攻撃が予測されるだけの場合であっても、国民動員条項が発動されることになっています。

この武力攻撃事態について、中谷防衛庁長官は、周辺事態のケースもその一つと答弁しました。つまり、有事法制度が発動される事態は、周辺事態法が発動される事態と重なり合っているとしたのです。

政府が武力攻撃が予測される事態と認定すれば、自衛隊は準備のための軍事行動を開始し、武力行使を行う米軍と自衛隊の軍事作戦行動にとつて必要となる土地、人、物の提供、すなわち、国民の総動員体制づくりがこの法案の核心をなしています。

法案は、「国民は、」対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努める」と明記しています

国民の遵従・信頼措置をともに国民の保護のための法制、自衛隊の行動の円滑化などに関する法制、米軍の行動の円滑化に関する法制の今後の整備の方針についてです。

今回提出した法案は、武力攻撃事態への対処を中心、国全体としての基本的な危機管理体制の整備を図るものであります。また、國民の保護などのための法整備についても、この法案に示された枠組みのもとで、整備の方針や項目を示しつつ、包括的に実施していくこととしたところであります。

かかる法制の重要性にかんがみ、今後、法案の定める期限内を目指にして、法案の取りまとめに

（石井郁子君）私は、日本共産党を代表して、有事法制三法案に対しても質問いたします。（拍手）私たち日本国民は、日本を二度と戦争を起さず国にしてはならないと、かたく誓つてきました。一千数百万のアジアの人々と三百万人の日本国民のとうとい命を奪つた戦前の痛苦の教訓に立ち、平和で国民一人一人の人权、自由が大切にされる社会をつくることを共通の理念として、この半世紀を歩んできました。この国民の努力を励まし、支えてきたのが、戦争の放棄を高らかにうたい、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」と宣言した日本国憲法であることは、言うまでもありません。（拍手）

うことであります。總理もこのことはお認めになりますね。
アメリカがアジア太平洋地域で介入戦争を起し、周辺事態法が発動され、自衛隊が米軍の戦争に参戦するとき、有事法制を発動して国民を強制的に総動員する、これが有事法制をつくるものではないではありませんか。(拍手)
三年前に周辺事態法がつくられて以来、米軍のアジア介入戦争を日本が支援し、日米共同作戦を行なう形勢づくりが進められていますが、日米政府間では、次の課題として、日米共同作戦への国臣の動員が重要な課題となってきたのではありませんか。

か、これは国民に戦争への協力を義務づけるものではありませんか。

また、法案は、武力攻撃事態の予測段階から国民の自由と権利に制限が加えられることも明記しています。

総理、どのような国民の権利を制限するのですか。国民の自由と権利を包括的に制限するなどということが憲法のいかなる条項を根拠にしてできるというのですか。憲法上の根拠がどこにあるのか、条文を示して明確にお答えいただきたい。(拍手)

次に、国民の動員について具体的にお聞きします。

武力攻撃事態対処法は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合の対処に係る基本理念や対処の際の基本方針の策定などの基本的枠組みを定めるとともに、国民の安全確保や自衛隊、米軍の行動の円滑化といった今後整備すべき法制の検討内容等を明示して、的確に法制の全体像を示していくものと考えます。

ところが、今回の有事法制三法案は、この憲法の平和原則や基本的個人権などの民主的な諸原則を真っ向から踏みにじって、アメリカが引き起こす戦争に国民を総動員するという、まさに戦争国家法案というべきものであり、断じて認められませ
ん。(拍手)

第一に、何のための有事法制かということです。

小泉総理は、もしかしたらどこの国が日本を攻めてくるかも知れない、だから有事法制が必要だ

アーミテージ現國務副長官らが、日本が集団的自衛権を認めること、新ガイドライン実施のための有事法制をつくることを公然と要求しています。このアメリカの要求に全面的にこたえようというのが本法案提出の最大の理由ではありませんか。総理の答弁を求めます。（拍手）

アメリカのブッシュ政権は、イラクや北朝鮮などを悪の枢軸国と名指し、そこへの軍事攻撃を公言し、無法な戦争と軍事介入の政策を進めていました。

自衛隊法百三条では、自衛隊が必要とすれば、国民の土地や家屋等の使用が強制されます。自衛隊は、予測段階から、陸地施設の構築として、指揮所、大砲やミサイルの発射台、野戦病院、航空機の発着施設をつくることができます。そのためには必要な私有地を、政府が必要だと言えば、予定展開地域に指定され、土地の所有者が反対しても、地方自治体を使って強制使用することができるのであります。極めて重大な国民の権利制限ではありませんか。

国民の私権の制限についてです。法案では、基本理念として、「日本国憲法の保

だと言います。しかし、一体、どこの国が日本に攻めてくるというのですか。これまで、防衛庁長

ます。そして日本は、インド洋に自衛隊艦船を出動させ、アメリカの戦争を支援しているのであります。

自衛隊が必要とするあらゆる物資には、保管命令が下されます。しかも、自衛隊が必要とする物

資の保管命令に民間人が従わない場合、さらに、自衛隊による立入検査を民間人が拒んだ場合に、罰金とともに懲役刑まで定めています。また、自衛隊が必要とする医療、輸送、土木工事などの従事者は、業務從事命令で強制されます。罰則までつけて協力を強制していることは、極めて重大です。憲法が明示的に否定した戦争遂行に対して非協力の立場をとることを、国家が犯罪だとみなすということではありませんか。これがどうして戦争を放棄した憲法から説明できますか。答弁を求めます。(拍手)

さらに、法案は、指定公共機関に対し、戦争協力の責務を定めています。指定公共機関として、日本銀行、日本赤十字社、NHKその他の公共的機関、電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人を挙げていますが、これはあらゆる分野の公共的機関、民間企業が指定対象になり、その範囲に限定はないのではないかと存じます。

NHK以外の民間放送会社や新聞社なども、指定の対象になりますか。それらのマスコミには、緊急警報や情報の提供が義務づけられるのですか。輸送では、陸海空のすべてに緊急輸送手段の確保などが義務づけられるのですか。医師会や看護婦会、医療機関も対象になりますか。これら指定公共機関の従業員には、業務命令で協力が強制されるのですか。明確にお答えいただきたい。

(拍手)

政府は、権利の制限は必要最小限だと言いますが、この基本的人権の制限については、何の歯止めもないのです。日本国憲法が保障する、集会、結社及び言論、出版、表現の自由、学問の自由、思想信条の自由をも制限するものではありませんか。それは、まさに包括的かつ無限定に国民の自由と権利を侵害するものではありませんか。

憲法が「侵すことのできない永久の権利」として保障した基本的人権を一片の法律で制限することがどうしてできるのか。事は重大であります。明

だとみなすということではありませんか。これがどうして戦争を放棄した憲法から説明できますか。答弁を求めます。(拍手)

さらに、法案は、指定公共機関に対し、戦争協力の責務を定めています。指定公共機関として、日本銀行、日本赤十字社、NHKその他の公共的機関、電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人を挙げていますが、これはあらゆる分野の公共的機関、民間企業が指定対象になり、その範囲に限定はないのではないかと存じます。

NHK以外の民間放送会社や新聞社なども、指定の対象になりますか。それらのマスコミには、緊急警報や情報の提供が義務づけられるのですか。輸送では、陸海空のすべてに緊急輸送手段の確保などが義務づけられるのですか。医師会や看護婦会、医療機関も対象になりますか。これら指定公共機関の従業員には、業務命令で協力が強制されるのですか。明確にお答えいただきたい。

(拍手)

政府は、権利の制限は必要最小限だと言いますが、この基本的人権の制限については、何の歯止めもないのです。日本国憲法が保障する、集会、結社及び言論、出版、表現の自由、学問の自由、思想信条の自由をも制限するものではありませんか。それは、まさに包括的かつ無限定に国民の自由と権利を侵害するものではありませんか。

憲法が「侵すことのできない永久の権利」として保障した基本的人権を一片の法律で制限することがどうしてできるのか。事は重大であります。明

確な答弁を求めます。(拍手)

それだけではありません。本法案に統いて、事態対処法制を二年以内を目標として整備するとしめています。その中に、社会秩序の維持に関する措置がありますが、これは治安維持や野外外出禁止令などを入るのですか。言論、表現の自由や移動の自由をも制限するもので、憲法を真っ向から踏みにじるものと言わなければなりません。

国民の生活の安定の措置も挙げていますが、これは物資統制や価格統制を想定しているとしか考えられません。それは、国民生活のすべてを国家の統制下に置く、まさに文字どおりの戦時体制づくりではありませんか。

また、事態対処法制として、どういう米軍に対する措置を検討するのですか。法案二条六号には、武力攻撃事態を終結させるため、自衛隊や米軍へ物品、施設、役務の提供その他の措置をとることが明記されています。これは、米軍に対しても自衛隊と同様に、土地等の使用や物資の収用を行い、物資の保管命令や輸送などの業務従事命令が出せるということですか。答弁を求めます。

第三に、戦争のために、首相が全権限行使し、国会が無視される問題です。

法案の発動要件となる武力攻撃事態の認定や自衛隊の軍事行動、国民動員にかかる対処基本方針が、國權の最高機関である国会にも諮らず、内閣だけの決定で実施できるという問題です。

対処基本方針は、閣議決定後直ちに国会にかけ、承認が得られない場合には速やかに解除するとしていますが、閣議決定された対処基本方針は決定と同時に実施されているのであり、国会は事後に承認を求めるだけなのです。国権の最高機関である国会をもわきに置いて、政

府が独断専行するものではありませんか。

しかも、有事法制の発動を決定するのが首相ならば、対処基本方針を決定するのも首相です。これらは安全保障会議に諮られますか、その議長も

首相です。対処基本方針に基づき国民動員を行います。たる場合もあり得ると考えられます。

対策本部の本部長も首相です。首相には地方自治体などへの指示権や直接執行権まで与えられており、文字どおり、首相に全権を集中する体制であります。

このものとて、地方自治体などが政府の決定とされることは、この議論に当たって、國家総動員法が成立させられ、本格的な戦時体制、そして太平洋戦争へと突き進んだ戦前の歴史を想起せざるを得ません。「送らじなこの身裂くとも教え子を理もなきいくさの庭」と詠んだ教育者の痛恨

として、絶対に歴史の過ちを繰り返すことは許せません。(拍手)

日本共産党は、侵略戦争に反対して闘った唯一の政党として、戦争国家法案を断じて許さず、憲法の平和的、民主的な原則を守り抜くために、広範な国民の皆さんと共同して闘う決意を表明し、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 石井議員にお答えいたします。

武力攻撃事態に対する対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければなりません。国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、国民にも御協力をいただきたいと考えておりますが、この法案は、国民に戦争への協力を義務づけるといった指摘は当たらないと思います。

国民の協力についてです。

武力攻撃事態への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければなりません。国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、国民にも御協力をいただきたいと考えておりますが、この法案は、国民に戦争への協力を義務づけるといった指摘は当たらないと思います。

武力攻撃事態における国民の権利についてであります。

法案は、武力攻撃事態への対処に当たって、国民の自由と権利が尊重されなければならない旨を明記しております。事態が紧迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態においても住民の避難等の措置に着手する必要があり得ますが、やむを得ず国民の権利を制限する場合も、あくまでも本法案の基本理念にのっとり、十分な合理性を有する手続と手段を個別の法律によって定めるべきものと考えております。

こうした権利の制限は、国及び国民の安全を保つという高度の公共の福祉のため合理的な範囲と判断される限りにおいては、「国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」との憲法十三条等の趣旨に沿ったものと理解されます。

罰則についてです。

自衛隊法の改正法案においては、取扱物資の保管命令に対する違反等について、悪質な違反態様に限定するなど、必要最小限の罰則を設けることとしています。

このよろづな罰則は、事態対処に対する一般的な非協力の立場を対象とするものではなく、国民の生命や財産を守るために行動する自衛隊の任務遂行を確保するという、公共の福祉のための必要最小限の制限であり、憲法上許されるものと考えます。

指定公共機関についてです。

具体的にいかなる公共機関を指定公共機関に指定するかについては、当該機関の業務の公益性の度合いや、その業務の武力攻撃事態への対処との関連性などを踏まえ、当該機関の意見も聞きつつ、総合的に判断することとなります。

なお、この法案において、指定公共機関の従業員に対し、国から直接命令を発することは想定しておりません。

基本的人権の制限についてです。

法案では、基本理念として、「武力攻撃事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならぬ」と明記しております。

武力攻撃事態への対処は、かかる基本理念にものっとて行われるとともに、個別の法制整備も、かかる理念のもとで行うものであります。基本的人権の制限には何の歯止めもないとの御指摘は当たりません。

事態対処法制に関する、社会秩序の維持に関する措置と国民の生活の安定の措置についてです。

武力攻撃事態においては、社会秩序の維持や国民生活の安定に関して必要な措置を講ずることは重要であります。今後、関係機関の意見を十分に

聞くとともに、国民的議論の動向にも配慮しつつ、具体的な法整備に全力を挙げてまいりたいと思います。

いすれにせよ、具体的な法整備が、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重するという本法案の basic 理念にのって行われることは当然であります。

対処基本方針の国会承認についてです。

武力攻撃事態への対処は、国民の理解と協力を得て、時期を失すことなく、適時適切に行われる必要があります。このため、対処基本方針を定めたときは、直ちに国会の承認を求め、不承認の議決があつたときは、速やかに対処措置を終了することとしております。

現行自衛隊法で国会承認の対象とされていない防衛出動待機令等について、対処基本方針に記載し、国会の承認を得ることとするなど、法案は、現行法制に比べて、武力攻撃事態対処に関する国会の関与を強化している面もあり、政府の独断専横との御指摘は当たりません。

地方公共団体の置かれる立場についてです。

武力攻撃事態への対処については、その性格にかんがみ、国が主要な役割を担うことを基本とするのですが、地方公共団体等においても、その判断のもとに対処措置を実施できることは当然であります。

武力攻撃事態においては、國、地方公共団体及び指定公共機関が相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければなりません。地方公共団体等においても、連携協力して対処していただけるものと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(中谷元君登壇) 我が国に対する武力攻撃発生の可能性につきまして、私の発言に関してのお尋ねがございました。

私は、例えば、昨年五月、国会におきました。自衛隊法百三条は、防衛出動時において、国民

基盤的防衛力整備の議論の中で、我が国を侵略する能力を持った国があらわれることは三年、五年のタームでは想像できないかも知れないが、不透明で、極めて重大な国民の権利制限であるとの御指摘は当たらないものと考えます。

聞くとともに、国民的議論の動向にも配慮しつつ、具体的な法整備に全力を挙げてまいりたいと思います。

いすれにせよ、具体的な法整備が、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重するという本法案の basic 理念にのって行われることは当然であります。

対処基本方針の国会承認についてです。

武力攻撃事態への対処は、国民の理解と協力を得て、時期を失すことなく、適時適切に行われる必要があります。このため、対処基本方針を定めたときは、直ちに国会の承認を求め、不承認の議決があつたときは、速やかに対処措置を終了することとしております。

現行自衛隊法で国会承認の対象とされていない防衛出動待機令等について、対処基本方針に記載し、国会の承認を得ることとするなど、法案は、現行法制に比べて、武力攻撃事態対処に関する国会の関与を強化している面もあり、政府の独断専横との御指摘は当たりません。

地方公共団体の置かれる立場についてです。

武力攻撃事態への対処については、その性格にかんがみ、国が主要な役割を担うことを基本とするのですが、地方公共団体等においても、その判断のもとに対処措置を実施できることは当然であります。

武力攻撃事態においては、國、地方公共団体及び指定公共機関が相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければなりません。地方公共団体等においても、連携協力して対処していただけるものと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(中谷元君登壇) 我が国に対する武力攻撃発生の可能性につきまして、私の発言に関してのお尋ねがございました。

私は、例えば、昨年五月、国会におきました。自衛隊法百三条は、防衛出動時において、国民

の生命財産を守るために行動する自衛隊の任務遂行に必要な土地等を確保するため、公用令書の交付等の適正手続のもと、損失補償を行うことにより土地の使用等を行なうことを認めるものであります。

保管命令及び立入検査に対する罰則、業務従事命令についてのお尋ねがございました。

今般の改正案における罰則は、国民の人権保障に配慮しつつ、武力攻撃事態における自衛隊の任務遂行を確保するため、必要最小限のものに限定いたします。

保管命令及び立入検査に対する罰則、業務従事命令についてのお尋ねがございました。

例えば、取扱物資の保管命令は、自衛隊の任務遂行上必要とされる物資を確保するため必要なものですが、これに対する罰則は、保管命令に違反して保管物資を隠匿、毀棄または搬出するという悪質な行為を行う場合に限り罰則を科すこととしております。

また、業務従事命令は、防衛出動を命ぜられた自衛隊の行動に係る地域以外の地域において、医療、土木建築工事または輸送を業とする者に対しても、適切な実費弁償や損害の補償を前提として、同種の業務に従事することを命ずるものでございます。

自衛隊の行動に係る地域以外の地域において、この規定があるわけでございます。

この規定があるわけでございます。

この法律案は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保のため、武力攻撃事態への対処について、国全体としての基本的な態勢の整備を図ろうとするものです。このような法制

は、いわば国家存立の基本として整備されている

べき我が国自身の課題でありまして、そのような御指摘は当たらないと考えております。

米軍の行動は、自衛隊とともに我が国に対する武力攻撃を排除し、我が国及び国民の安全を守るものであることから、米軍が自衛隊と同様に円滑な行動を行えるように、今後、これに対する支援を検討する必要があると考えております。

米軍の行動の円滑化のための法制としては、例えば、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するためには必要な行動を実施する米軍に対し、物品、役務、施設の提供その他の措置を実施するために必要な法的整備を行うことが対象となるわけですが。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 金子哲夫君。

(金子哲夫君登壇)

○金子哲夫君 私は、社会民主党・市民連合を代表して、だいま議題となりました政府提案のいわゆる有事関連三法案について質問をいたします。(拍手)

質問に先立ち、この三法案の本会議、本日の審議は、議院運営委員会においても採決をもつて上程されたと聞いております。しかし、今、この議場を見てみると、余りにも多い空席に座りとすばかりであります。

私は、総理に、このような本会議の状況をどのようにお考えか、お聞きいたしたいと思います。(拍手)

私は、広島の出身です。一発の原子爆弾で十数万のとうとい命が一瞬にして奪われ、魔境と化した広島の町から、平和の願いを届けるために国会にやってまいりました。

広島の平和公園にある原爆犠牲者慰靈碑には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」と刻まれています。私は、この慰靈碑の言葉を誠実に守ることこそが政治家としての責任であると思っています。どのような理由であれ、人間の最も大切な命を奪う戦争という過ちを再び繰り返してはなりません。そのような決意を込めて質問をいたします。(拍手)

まず最初に、憲法との関係についてです。

政府は、この有事関連三法案を現行憲法の枠内のものと主張していますが、果たして、そう言い切ることができますでしょうか。これらの法案の目的が、国民の安全や平和を守ることではなく、自

衛隊の軍事行動をどうスムーズに展開するかといふところにあるのは、明らかであります。結局、憲法が保障する国民の自由や基本的人権が自衛隊の軍事的必要性の犠牲になっていくのではないかと存じます。私は、日本が再び七十年前と同じ過ちを繰り返そうとしているように思えてなりません。

有事関連法案は憲法が保障する国民の権利を奪うものではないか、総理大臣にお伺いいたします。

今回の法案の対象にはテロ対策は含まれておらず、専ら外国軍隊の大規模な直接侵略を想定している内容と考えられます。しかし、今、果たして、そのような事態が起きる可能性がどれだけあるのでしょうか。

冷戦が崩壊した後、日本に本格的軍事攻撃を行う能力を持つ国はなくなりました。かつての仮想敵国ソ連も、ロシアとなって大きく変わり、全シリベリアで陸上自衛隊の半分程度の兵力しかないと言われています。日本は、江戸時代中期以来の方の脅威からついに脱した非常に安定した状況にあると言えるのではありませんか。その他の周辺諸国の経済力や人口、軍事力の実態を考えても、当分の間は日本が直接侵略を受ける可能性はないと言えます。

つまり、そもそも立法事実がないのではないでしょか。果たして、有事法制の立法化を急ぐ必要があるのか。武力攻撃を受けるそれが現にあいまいなまま、都合のいいように有事が予測されることになれば、有事の対象がどんどん広がっていくことになりかねません。

現実の問題として、武力攻撃事態法に言う予測される事態と日米新ガイドラインの周辺事態が予測される場合とは全く重なり、周辺事態と武力攻撃事態が連動し、直接攻撃を受けないまま、米軍との共同作戦に組み込まれていくことになるのでないでしょうか。それは、憲法で禁じられた集団的自衛権の行使そのものではありませんか。御見解を伺います。

さて、私がこれらの法案の中で最大の問題と考えるのは、その定義のあいまいさです。実際に日本が武力攻撃を受けたというならともかくも、そのおそれのある場合や予測されるに至った事態の段階で自衛隊の活動が始まることがあります。そこで、今回の立法の必要性についてお尋ねいたします。

今回の法案の対象にはテロ対策は含まれておらず、専ら外国軍隊の大規模な直接侵略を想定している内容と考えられます。しかし、今、果たして、そのような事態が起きる可能性がどれだけあるのでしょうか。

今回の法案の対象にはテロ対策は含まれておらず、専ら外国軍隊の大規模な直接侵略を想定している内容と考えられます。しかし、今、果たして、そのような事態が起きる可能性がどれだけあるのでしょうか。

今回の法案の対象にはテロ対策は含まれておらず、専ら外国軍隊の大規模な直接侵略を想定している内容と考えられます。しかし、今、果たして、そのような事態が起きる可能性がどれだけあるのでしょうか。

今回の法案の対象にはテロ対策は含まれておらず、専ら外国軍隊の大規模な直接侵略を想定している内容と考えられます。しかし、今、果たして、そのような事態が起きる可能性がどれだけあるのでしょうか。

今回の法案の対象にはテロ対策は含まれておらず、専ら外国軍隊の大規模な直接侵略を想定している内容と考えられます。しかし、今、果たして、そのような事態が起きる可能性がどれだけあるのでしょうか。

自衛隊法改正では、国民に自衛隊の活動に協力を進めるべきではありません。もう少し時間をかけて全容を明らかにした上で、国民の判断を仰ぐべきだと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお伺いします。

自衛隊が陣地を築いて、本気で地上戦を戦つもりなのでしょうか。第二次世界大戦のときですら、我が國で地上戦が戦われたのは沖縄戦だけであります。

そもそも、日本の狭い国土に陣地を築いて、本気で地上戦を戦つもりなのでしょうか。第二次世界大戦のときですら、我が國で地上戦が戦われたのは沖縄戦だけであります。

自衛隊が陣地を築いて、本気で地上戦を戦つもりなのでしょうか。第二次世界大戦のときですら、我が國で地上戦が戦われたのは沖縄戦だけであります。

自衛隊が陣地を築いて、本気で地上戦を戦つもりなのでしょうか。第二次世界大戦のときですら、我が國で地上戦が戦われたのは沖縄戦だけであります。

自衛隊が陣地を築いて、本気で地上戦を戦つもりなのでしょうか。第二次世界大戦のときですら、我が國で地上戦が戦われたのは沖縄戦だけであります。

官報(号外)

今後想定される有事に際しても、国の指示に基づく地方公共団体などの損失に關しては定めがあり、また、今後の事態対処法制の整備の中でも、國民が協力したことにより受けた損失に關し、必要な措置を講ずる措置は整備することとされていますが、これはどのような範囲者を対象と考えているのでしょうか。すべての國民は国に対する必要な協力の務めがあるとされているのですから、この務めを果たしている國民すべてに対してその損失を補償するのが当然と考えますが、いかがでしょうか。また、そうだとすれば、第二次世界大戦の一般戦災者にも救済の手を差し伸べるべきではないでしょうか。総理にお尋ねいたしました。

強い軍事力によって平和が保てるといった発想が、既に時代おくれになっています。万一对の武力攻撃を引き起さないためには、有事法制によつて武力行使の条件を整備することより、平和憲法に基づく日常からの外交努力こそが重要なのです。有事は、災害と異なり、政治の責任で避けることができるのです。(拍手)

去る二十一日に、総理は、突如、靖国神社へ参拝し、韓国や中国などから厳しい批判を浴びました。私は、こういうセンスが全く理解できませんでした。周辺諸国が嫌がることを行い、反発をあおるような行為を繰り返される。みずから憂いをつくら、憂いに備えるために有事法制だとおっしゃる。こういう手法が、まさにマッチポンプと言われるものではありませんか。(拍手)

総理は、かねて、治について乱を忘れずが政治の要諦と述べておられます。私も、その点については全く同感であります。ただ、それは、亂に備え

た軍事的な備えを強めるという総理の目指される方向ではなく、乱を招かない政治を着実に行うことこそが重要だということとして私は理解いたします。(拍手)

軍事力に依存するのではなく、平和憲法の理念を基軸に据えた平和外交の努力と近隣諸国との信頼関係の醸成こそが最も効果であるということを強く訴え、総理大臣のお考えをお伺いいたしました。

戦争は、人々の命を奪う最大の悪であります。

憲法の平和主義を真っ向から否定し、戦争への道を開く有事関連三法案に反対することを強く表明し、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 金子議員にお答えいたしました。

國民の自由や権利が自衛隊の軍事的必要の犠牲にされるのではないかとのお尋ねです。

この法案では、基本理念として、憲法の保障する國民の自由と権利を尊重するとともに、これに制限が加えられる場合においても、その制限が必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手

續のもとに行われなければならないことを明記しております。政府としては、この基本理念にのっとり、國民の生命、身体及び財産を保護する使命を全うすることとしております。

立法化を急ぐ理由は何かということでありま

す。

三法案は、武力攻撃事態という国及び國民の安

全にとって最も緊急かつ重大な事態における対処を中心とした基本的な危機管理体制

の整備を図るもので、いわゆる有事法制の整備は、長年の課題であり、國家存立の基本として当然整備されなければならなかつたものであります。

また、この法案では、武力攻撃以外の緊急事態への対処についても、一層改善強化するための措置を講ずることとしております。

有事法制の全容についてのお尋ねです。

武力攻撃事態対処法では、武力攻撃事態が発生した場合の対処に係る基本理念や対処の際の基本方針の策定などの基本的枠組みを定めるとともに、國民の安全確保や自衛隊、米軍の行動の円滑化といった今後整備すべき法制の検討内容等を明示して、法制の全体像を示しております。

政府としては、法制の全体像の中で、避難誘導など個人の生命財産の保護に直結する問題等について、法案の定める期限内を目指として、國民議

論の動向を踏まえながら、多くの國民の御理解を得られる仕組みをつくってまいりたいと考えます。

法案で想定される事態についてのお尋ねです。

この法案は、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態等への対応を想定しています。

武力攻撃が予測されるに至った事態とは、いまだ我が国に対する外部からの武力攻撃は発生して

いないが、事態が緊迫し、その発生が予測されるような事態を指しています。

いわゆる有事の認定についてです。

武力攻撃事態であるかどうかの判断は、国際情勢、相手国との意図、軍事的行動等を総合的に勘案してなされるものであります。武力攻撃事態の認定は対処基本方針に記載されることとされておりま

り、この対処基本方針は、内閣総理大臣の求めにより閣議において決定された後、国会の承認を得ることとされております。

武力攻撃事態と周辺事態との区別についてです。

武力攻撃事態は、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態等であります。他方、周辺事態は、我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であります。

このように、これらの事態は、それぞれ別個の法律上の判断に基づくものであります。これら的事態における対処は、両者とも、あくまで憲法の範囲内で実施するものであり、集団的自衛権に関する従来からの政府の考え方へは変わりはありません。

武力攻撃による國民の被害にはさまざまな場合があります。個別具体的な判断が必要であります。補償の問題については、武力攻撃事態終了後の復興施策のあり方の一環として、政府全体で検討していく必要があります。

私の靖国神社の参拝と我が国有事への対処が周辺諸国との信頼醸成の努力に水を差すことになるのではないかとのお尋ねであります。

私の靖国参拝と武力攻撃事態への対処のための態勢を整備することは、周辺諸国との信頼醸成の努力に水を差すものではないと思います。

有事を起こさない取り組みについてであります。

有事に至らないよう外交をしつかり行うことが重要なことは当然であり、政府としても、そのため引き続き全力を尽してまいります。

官 報 (号) 外

他方で、最悪の事態に備えることも国の重要な責務であり、今般、武力攻撃事態対処法案等を提出した次第であります。

残余の質問については、関係大臣から答弁せます。(拍手)

〔國務大臣中谷元君登壇〕

○國務大臣(中谷元君) 武力攻撃事態における国民の保護に関するお尋ねがございました。

武力攻撃事態が発生した場合には、その要因を取り除かなければなりません。自衛隊を中心に武力攻撃の排除に全力を擧げることはもとより、国等が国民の生命、身体及び財産の保護等に全力を傾けることは、当然のことでございます。

今回、御審議いただく法案におきましては、武力攻撃事態において、警報の発令、伝達、避難の指示等の措置を実施するための国民の安全確保及び保護に関する法制を含む事態対処法を、二年以内を目指として整備することといたしております。(拍手)

政府といたしましては、武力攻撃事態における国民の生命、身体及び財産の保護に万全を期していか必要があると考えているところでございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 小池百合子君。

〔小池百合子君登壇〕

○小池百合子君 私は、保守党を代表し、ただいま提案されております武力攻撃事態対処法案等関係三法案に関しまして、総理並びに防衛庁長官に御質問をさせていただきます。(拍手)

総理、きょうは四月二十六日でございますが、二日後の四月二十八日、五十年前の四月二十八日

が何の日か、御存じでありますか。五十年前の昭和二十七年四月二十八日、アメリカのGHQが我が国から撤退した日であります。独立国日本が再出発した記念すべき日であります。一月十一日の建国の日もさることながら、四月二十八日こそ、日本が独立国としての主体性を回復した記念すべき日ではないでしょうか。五十周年に当たりまして、総理の御所感を伺います。

その独立国家の基本の基準とは、侵略から国を守り、国民の生命と財産を守る体制を整えておくことであります。一体、現在の国際社会の中で、有事法制、危機管理の法制を持たない国があるでしょうか。

我が国は、戦後半世紀を経過した今日まで、平和憲法を口実とし、日米安保をお守りとして、國家の安全保障や防衛の問題から目をそらしてきたのであります。しかし、それは、国の形としてはまさにいびつであり、国家としての体をなしてないと言わざるを得ません。これが、制度面のみならず、国民の心の面でも、今、さまざまな問題を生み出していることは御承知のとおりであります。

今、なぜ有事法制かという声が先ほどから何度もありました。しかし、国家として当然のことがなぜ今まで放置されてきたのか、むしろ、このことこそを問うべきであります。

我々は、阪神・淡路大震災などの緊急事態において、自衛隊という防衛組織を持ちながら、有事法制が整備されていないため、初動態勢がおくれ、さらに多くの国民を犠牲にしてしまった事です。

何よりも、有事法制を整備し、有事の際に自衛隊等の超法規的行動を防ぐことは、シビリアンコントロールの有力な歴史であり、手段であります。民主主義国家として、法治国家として当然のことであります。

保守党は、このような観点から、今回の法案提出を評価いたしますが、今回の法案提出の背景、目的についての総理の明快な見解を改めて伺います。

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 小池議員にお答えいたします。

五十年前の四月二十八日以後、日本としての独立国、これに対する所感についてのお尋ねであります。

保守党は、このような立場から、遅きに失った

とはいえ、今回、武力攻撃事態対処法案、そして

国を守る心であり、国民の理解と協力であります。

この観点から、保守党は、今回提出された法案の中に、国民の協力の明記を主張いたしまして、盛り込むことができたわけでございますが、肝心の国民の生命や財産を保護する法案は二年以内に整備するためにも、避難誘導、保健衛生の確保、生活安定、輸送、通信手段の確保など、国民の生活を守る法制は、二年と言わず、早急に整備すべきものと考えますが、総理の御決意を伺うところであります。

最後に、有事におきましてその中心的役割を果たすのは、防衛庁・自衛隊であります。諸外国においては、国の防衛に当たる組織は、国的基本的事務を分担する省として位置づけられておりましたが、日本では、いまだ、この重要な組織が府のままであります。自國の防衛に真剣に取り組む国家として、自衛隊が有事に際し、誇りを持って、的確に任務遂行ができるよう、防衛庁の省昇格・移行を一日も早く実現すべきであります。(拍手)

保守党は、既にこれまでにも国会に防衛省設置法案を提出し、その成立を目指しておりますが、この点について総理並びに防衛庁長官の見解をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 小池議員にお答えいたしました。

五十年前の四月二十八日以後、日本としての独立国、これに対する所感についてのお尋ねであります。

私は、予測し得ないこと、そういうものについては備えが必要でないという考えには理解に苦しんでおります。有事に対していくかに万全の備えをするか、まさに備えあれば憂いなし、治にして乱を忘れず、これが政治の要諦であり、今回の法案提出の背景もその考えに沿つたものであるということを御理解いただきたいと思います。

国民の保護のための法制の整備いかんについておござります。

国民の保護のための法制の整備に当たっては、関係機関の意見や国民的議論の動向を踏まえながら、十分な国民の理解を得られるような仕組みをつくる必要があります。かかる法制の重要性にかんがみ、今後、法案の定める期限内を目指して、法案の取りまとめに全力で取り組んでまいります。

防衛庁の省移行に関するお尋ねであります。国民が自分の国は自分で守るという気概を持ち、国として適切な防衛の体制をとることは、国家存立の基本であると認識しております。

防衛庁の省移行については、このようないくつかの問題が尽くされることが重要であると考えております。小池議員の指摘、御意見に対しては敬意を表し、今後とも、よろしく御指導、御協力をお願いしたいと思います。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣中谷元君登壇〕

○國務大臣(中谷元君) 防衛庁の省への移行につきましてのお尋ねでござります。これにつきましては、第百五十一回通常国会に

では備えが必要でないという考えには理解に苦しんでおります。有事に対していくかに万全の備えをするか、まさに備えあれば憂いなし、治にして乱を忘れず、これが政治の要諦であり、今回の法案提出の背景もその考えに沿つたものであるということを御理解いただきたいと思います。

國の防衛の重要性が増大している中、防衛庁の省移行は、安全保障、危機管理に取り組む国の体制を強化し、これを重視している国の姿勢を内外に示すことになり、重要であると考えております。

また、法律的な面で申し上げますと、国民の安全確保や国の危機管理のために自衛隊を運用すること、また、法律の制定、人事などについて、現在は、防衛庁長官名で閣議を求めることができました。また、予算の要求、執行を財務大臣に求めることもできません。

このような点を改善するため、ぜひとも、一日も早く防衛省昇格を、防衛省設置法案の成立をお願いする次第でございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

おきました、防衛省設置法案が議員提出され、継続審議となっております。

國の防衛の重要性が増大している中、防衛庁の省移行は、安全保障、危機管理に取り組む国の体制を強化し、これを重視している国の姿勢を内外に示すことになり、重要であると考えております。

經濟産業大臣 平沼赳氏君 国務大臣 中谷元君 辞任 橋光克彦君 辞任 梶山弘志君 山本明彦君

農林水産委員会 内閣官房副長官 安倍晋三君 七条明君 渡辺博道君 松野頼久君 吉田六左門君

阿部知子君 梶山弘志君 山本明彦君

出席内閣官房副長官 筒井信隆君 吉田六左門君

國務大臣 福田康夫君

農林水産大臣 渡辺博道君

横光克彦君

出席内閣官房副長官 松宮勲君 吉田六左門君

内閣官房副長官 安倍晋三君 七条明君 渡辺博道君 松野頼久君 吉田六左門君

梶山弘志君 山本明彦君

○議長の報告 (常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

大野松茂君 山本明彦君

補欠

河野太郎君 後藤田正純君

辞任

佐藤勉君

補欠

瀧実君

辞任

小西理君

補欠

谷本龍哉君 林省之介君

辞任

吉田六左門君

補欠

田並胤明君

辞任

荒井聰君

補欠

玄葉光一郎君

辞任

田並胤明君

補欠

荒井聰君

辞任

横光克彦君

補欠

小西理君

辞任

後藤田正純君

補欠

大出彰君

辞任

三井辨雄君

補欠

大石尚子君

辞任

西川公也君

補欠

林省之介君

辞任

河野太郎君

補欠

吉田六左門君

辞任

田並胤明君

補欠

玄葉光一郎君

辞任

田並胤明君

補欠

三井辨雄君

辞任

農林水産大臣 武部勤君

補欠

梶山弘志君

辞任

山本明彦君

補欠

栗原博久君

辞任

松野頼久君

補欠

高島泰明君

辞任

山口泰明君

補欠

筒井信隆君

辞任

高島泰明君

補欠

山口泰明君

辞任

高島泰明君

(三) 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事が野菜指定産地とに樹立する生産出

荷近代化計画の内容は、(一)の需要及び供給の見通しに照らして適当なものでなければ

ならないものとする」と。

4 野菜供給安定基金制度の見直し

(一) 指定野菜の出荷に関し登録出荷団体との間に委託関係のある生産者に加え、野菜供給安定基金が行う登録を受けた、一定規模以上の指定野菜の作付けを行う生産者(以下「登録生産者」という。)についても、生産者補給金の交付対象とするものとする」と。

(二) 登録出荷団体又は登録生産者が、指定野

菜に係る製造、加工等の事業を行つ者との間ににおいてあらかじめ指定野菜の供給に関する契約を締結している場合において、天候その他やむを得ない事由により供給すべき指定野菜に不足が生じ、これと同一の種別に属する指定野菜を確保する必要があるときに、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付する業務を新設すること。

5 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における野菜の生産及び出荷に関する諸事情の変化にかんがみ、主要な野菜の全国的な安定供給を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

右報告する。

平成十四年四月二十五日

衆議院議長 総理 農林水産委員長 鈴呂 吉雄

〔別紙〕

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律

案に対する附帯決議

野菜を取り巻く諸情勢の大きな変化に対応するため、消費者のニーズに即した国産野菜の安定供給体制の早期の整備が極めて重要な課題となつてゐる。よつて政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 輸入野菜の増大に伴い、その安全性等について多くの消費者が不安を抱いている現状にかんがみ、国産野菜の安定的な生産・供給体制と調和した秩序ある輸入体制の確立及び有害化学物質含有検査体制の強化等安全確保対策の拡充を図るとともに、野菜の消費拡大のため、「食生活指針」のより一層の普及・定着並びに適正な価格の形成に努めること。

二 野菜供給体制の構造改革については、生産、流通の両面で施策の効果・実効性があがるように推進するとともに、今後の野菜価格安定制度のあり方については、経営所得安定対策の検討の推移を踏まえ、かつ、消費者の利益にも十分配慮し、必要な見直しを行うこと。併せて、指定産地及び指定品目について、生産、消費の実情に即し、適宜見直しを行うこと。

三 契約取引制度の導入に当たっては、生産者、実需者等においてモラルハザードが発生するこ

とのないよう万全を期するとともに、野菜供給業者については、野菜の安定供給及び野菜農業の担い手育成に資するよう適正な基準を設定するとともに、その認定が公正かつ円滑に行われるよう努めること。また、各都道府県段階で需給調整機能が適切に發揮されるよう指導すること。

四 新たに生産者補給金制度の対象となる大規模生産者については、野菜の安定供給及び野菜農業の担い手育成に資するよう適正な基準を設定するとともに、その認定が公正かつ円滑に行われるよう努めること。また、各都道府県段階で需給調整機能が適切に發揮されるよう指導すること。

身体を傷害し、又は人を略取し、若しくは誘拐し、若しくは人質にする行為

二イ 航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、又はその航行に危険を生じさせる行為

ロ 航行中の船舶を沈没させ、若しくは転覆させ、又はその航行に危険を生じさせる行為

七 他人の財産を毀損し、又は他人の財産を毀損する

ハ 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の航空機若しくは船舶を強取し、又はほしいままでその運航を支配する行為

二 爆発物を爆発させ、放火し、又はその他

の方法により、航空機若しくは船舶を破壊し、その他これに重大な損傷を与える行為

三 爆発物を爆発させ、放火し、又はその他これに重大な危害を及ぼす方法により、これを破壊し、その他これに重大な損傷を与える行為

イ 電車、自動車その他の人若しくは物の運送に用いる車両であつて、公用若しくは公衆の利用に供するもの又はその運行の用に供する施設(ロに該当するものを除く。)

ロ 道路、公園、駅その他の公衆の利用に供する施設

ハ 電気若しくはガスを供給するための施設、水道施設若しくは下水道施設又は電気通信を行うための施設であつて、公用又は公衆の利用に供するもの

二 石油、可燃性天然ガス、石炭又は核燃料である物質若しくはその原料となる物質を生産し、精製その他の燃料とするための処理をし、輸送し、又は貯蔵するための施設

目的の犯罪行為に対しして資金を提供する行為等についての処罰規定等を整備しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年四月二十六日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
法務委員長 園田 博之

〔別紙〕

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

本法が、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の国際社会の要請を受けての国内法整備として立法化されたものであるといふ趣旨を踏まえ、本法における資金提供罪及び資金収集罪の構成要件の内容が不适当に拡大され、検査権の濫用につながるような事態が生じることのないよう、本法の趣旨及び内容について、関係機関に対する周知徹底に努めること。

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案

国会に提出する。

平成十四年三月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

右

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第一条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四十三条ノ一 主務大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前条ニ定ムル検査ノ権限ノ一部ヲ内閣總理大臣ニ委任スルコトヲ得

第四十三条ノ二 依リ前項ノ委任ニ基キ前条ノ規定ニ依リ検査ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ結果ニ付主務大臣ニ報告スルモノトス

内閣總理大臣ハ前項ノ委任ニ基キ前条ノ規定ニ依リ検査ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ結果ニ付主務大臣ニ報告スルコトヲ得

内閣總理大臣ハ第一項ノ規定ニ依リ委任セラレタル権限及前項ノ規定ニ依ル権限ヲ金融厅長官ニ委任ス

金融厅長官ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル権限ノ全部又ハ一部ヲ財務局長又ハ財務支局長ニ委任スルコトヲ得

内閣總理大臣ハ第一項ノ規定ニ依リ委任セラレタル権限及前項ノ規定ニ依ル権限ヲ金融厅長官ニ委任スルコトヲ得

内閣總理大臣ハ第一項ノ規定ニ依リ委任セラレタル権限ノ全部又ハ一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 金融厅長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

務の範囲内に限る。

2 内閣總理大臣は、前項の委任に基づき、前

条第一項の規定により立入検査をしたとき

は、速やかに、その結果について主務大臣に

報告するものとする。

3 内閣總理大臣は、第一項の規定により委任

された権限及び前項の規定による権限を金融

報告するものとする。

3 内閣總理大臣は、前項の委任に基づき、前

条第一項の規定により立入検査をしたとき

は、速やかに、その結果について主務大臣に

報告するものとする。

3 内閣總理大臣は、第一項の規定により委任

された権限及び前項の規定による権限を金融

報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第五条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第五章中第三十一条の次に次の二条を加え

(権限の委任)

第三十一条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

第五章中第三十一条の次に次の二条を加え

(権限の委任)

第三十一条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

第六章中第三十七条の次に次の二条を加え

(権限の委任)

第三十七条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

第二 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

第三 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第七条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十二条の二」に改める。

第五章中第三十二条の二の次に次の二条を加え

(権限の委任)

第三十二条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

第六 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

第三 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(国際協力銀行法の一部改正)

第八条 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五回)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十二条の二」に改める。

第五章中第五十二条の二の次に次の二条を加え

(権限の委任)

第三十二条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

第二 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

第三 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第六条 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律

第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第六章中第三十七条の次に次の二条を加え

(権限の委任)

第三十七条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による公庫、受託金融機関等又は受託地方公共団体に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

第三 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第九条 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第五十条の二」に改める。

第五章中第五十条の二の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第五十条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

第二 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

第三 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第九条 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第五十条の二」に改める。

第五章中第五十条の二の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第五十条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

官 報 (号 外)

附
則

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一
部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第三十条の三第一項」を「第三十条の四第一項」に改める。

理由

する観点から、政策金融機関に対する金融厅の検査を導入できることとするため、所要の措置を講

理由である。

ための関係法律の整備に関する法律案(内)

提出する報告書

本案は、政策金融機関につき、その財務の健全性及び透明性の確保への要請が高まっており、リスク管理をより一層適切に行う必要があることから、政策金融機関に対して金融庁検査官を導入できるよう、各政策金融機関の設置法において所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

主務大臣は、立入検査権限の一部を内閣総理大臣に委任できることとともに、内

閣総理大臣は、立入検査をしたときは、速やかに、その結果を主務大臣に報告することとする。

二 議案の可決理由

本案は、政策金融機関の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、政策金融機関に対する金融厅の検査を導入できることとするため、所要の措置を講じよとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しでは、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年四月二十六日

財務金融委員長 坂本 剛一

衆議院議長 編貴 民輔殿

〔別紙〕

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府及び各政策金融機関は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 民間金融機関について、いわゆる貸し渋り問題等の批判が依然としてみられる状況にあることと等を踏まえ、政策金融機関にあっては、民間金融機関が行う金融の補完というその本来の使命を果たすこと。

一 政策金融機関の中小企業等に対する融資につ

いは、いたずらに貸し済り等の批判を招くこれらに」に改めるこ

とにならないよう、金融厅による政策金融機関に対する検査の実施に当たっては、中小企業等 第七条第一項中「により」の下に「その設置している」を加え、同項に次のただし書きを加える。

の実績を踏まえての自らの行動、一層の力加し、第一種の「人間関係のつながり」における者(以下「第一種指定事業者」という。)は、このならないよう留意するとともに、各主務省庁及
び各政策金融機関においては、金融厅による検
査限りでない。

第一種エネルギー管理指定工場のうち製造業その他の政令で定める業種に属する事業の確に發揮されるよう努めること。

る資金供給の円滑化を図ること。
これに類する用途に供するもののうち政令で定めるものを設置している者

第一種エネルギー管理指定工場のうち前号に規定する業種以外の業種に属する事業の用部を改正する法律案

第十条第一項中「第一種特定事業者」の下に「(第一種指定事業者を除く。)」を加え、同条第三項中

内閣総理大臣 小泉純一郎
「第一種エネルギー管理指定工場」の下に（第二種
指定事業者が設置しているものを除く。）を加え
る。

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和二十九年五月二十一日法律第百四十二号)の一部を改正する法律(昭和三十二年五月二十一日法律第百四十二号)の一部を改正する法律(昭和三十二年五月二十一日法律第百四十二号)

五一四全海第第四十九号の一部を改め。」に改
正する。
第六条第一項中「製造業その他の政令で定める
者」のうちエネルギー管理員を選任した第一号に掲げる
2 前条第一項の規定により同項第一号に掲げる

業種に属する事業の用に供する工場であつて」を削り、「もの」を「工場」に改め、「当該業種に属す」と記述する。この修正は、前項の規定により中長期的な計画を作成するときは、経済産業省令で定める

る事業の用に供する工場であつて「を削り、同条第二項中「前項の政令で定める業種に属する事業」ところにより、エネルギー管理士免状の交付を受けている者を参考させなければならぬ。

種に属する」を削り、同条第四項中「一に」を「いず
第十一条の二 第一種指定事業者は、経済産業省会合

第二十五条第四項の規定により報告を求められ、かつ、報告がされていないものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。

理由

我が国におけるエネルギー消費の構造的な変化、大量のエネルギーの消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等のエネルギーをめぐる経済的・社会的環境の変化に応じた燃料資源の有効な利用の確保を図るために、第一種エネルギー管理指定期工場の対象業種を拡大する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

ばす影響に対する懸念の高まり等のエネルギーをめぐる経済的・社会的環境の変化に応じた燃料資源の有効な利用の確保を図るため、第一種エネルギー管理指定工場の対象を拡大するとともに、特定の建築物の建築をしようとする者にその建築物の設計及び施工に係る一定の事項の届出を義務づける等の措置を講ずるものであり、

(二) エネルギー管理士免状の交付を受けてい

る者

平成十四年四月二十六日 経済産業委員長 谷畠 孝

衆議院議長 総理 大臣 小泉純一郎

谷畠 孝

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案

右

平成十四年三月十五日 国会に提出する。

内閣総理大臣 小泉純一郎

エネルギーの使用の合理化に関する法律案(内閣提出)に関する法律案の目的及び要旨
報告書
本案は、我が国におけるエネルギー消費の構造的な変化、大量のエネルギー消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等のエネルギーをめぐる経済的・社会的環境の変化に応じた燃料資源の有効な利用の確保を図るために、第一種エネルギー管理指定期工場の対象業種を拡大する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

五 バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)を熱源とする熱。

六 前各号に掲げるもののほか、石油(原油及び揮発油、重油その他の石油製品をいう。以下同じ。)を熱源とする熱以外のエネルギーであつて政令で定めるもの。

この法律において「新エネルギー等電気」とは、新エネルギー等発電設備を用いて新エネルギー等を変換して得られる電気をいう。

4 この法律において「新エネルギー等発電設備」とは、新エネルギー等電気を電気に変換する設備であつて、第九条第一項の規定により認定を受けたものをいう。

(新エネルギー等電気の利用目標)

第三条 経済産業大臣は、四年ごとに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業省令で定めるところにより、当該年度以降の八年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用目標(以下「新エネルギー等電気利用目標」という。)を定めなければならない。

2 新エネルギー等電気利用目標に定める事項は、次のとおりとする。

一 新エネルギー等電気の利用の目標量に関する事項

二 新たに設置すべき新エネルギー等発電設備に関する事項

三 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、新エネルギー等の普及の状況、石油の需給事情その他の経済的・社会的事情の著しい変動のため特に必要があると認めるとときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、新エネルギー等電気利用目標を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、新エネルギー等電気利用目標を定め、又は変更しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣及び農林水産大臣又は国土交通大臣の意見を聽かなければならぬ。

5 経済産業大臣は、新エネルギー等電気利用目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(新エネルギー等電気の基準利用量)

第四条 電気事業者は、毎年六月一日までに、経済産業省令で定めるところにより、その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間(以下「届出年度」という。)に利用することを予定している新エネルギー等電気の基準利用量(その電気事業者が当該届出年度において利用をすべきものとして、当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量(他の電気事業者に供給したもの)を除く。第十条において同じ。)を基礎として新エネルギー等電気利用目標(以下「新エネルギー等電気の利用目標」という。)を定めなければならない。

第六条 電気事業者は、他の電気事業者がその基準利用量を超える量の新エネルギー等電気の利用をする場合において、当該他の電気事業者の同意を得たときは、経済産業省令で定めるところにより、その電気事業者が当該届出年度において利用をすべきものとして、当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量(他の電気事業者に供給したもの)を除く。第十条において同じ。)を基礎として新エネルギー等電気利用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整のための発電設備の普及の状況その他の事情を勘案して経済産業省令で定めるところにより算定される新エネルギー等電気の量をいう。以下同じ。)その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

ばならない。

2 届出年度の四月一日から六月一日までの間に電気の供給を開始した電気事業者に関する前項の規定の適用については、同項中「四月一日から」あるのは「当該電気事業者が電気の供給を開始した日から」と「当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量」とあるのは「当該届出年度におけるその電気事業者の電気の供給量の見込み」とする。

3 経済産業大臣は、前項に規定する場合において、新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない程度が経済産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを勧告することができる。

4 経済産業大臣は、前項に規定する場合において、新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない程度が経済産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを命ずることができる。

5 経済産業大臣は、新エネルギー等電気の利用をすべきことを命ずることとする。

(基準利用量の変更)

第六条 電気事業者は、他の電気事業者がその基準利用量を超える量の新エネルギー等電気の利用をする場合において、当該他の電気事業者の同意を得たときは、経済産業省令で定めるところにより、その電気事業者が当該届出年度において利用をすべきものとして、当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量(他の電気事業者に供給したもの)を除く。第十条において同じ。)を基礎として新エネルギー等電気利用目標(以下「新エネルギー等電気の利用目標」という。)を定めなければならない。

(新エネルギー等発電設備の認定)

第七条 経済産業大臣は、災害その他やむを得ない事由により、基準利用量に相当する量の新エネルギー等電気の利用を第五条の規定により行なうことが困難となつた電気事業者の申出があつたときは、当該届出年度の基準利用量を減少することができる。

一 当該発電し、又は発電しようとする者が設置し、又は設置しようとする当該新エネルギー等電気を電気に変換する設備が経済産業省令で定める基準に適合すること。

二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

三 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めることは、同項の認定をするものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により基準利用量を減少したときは、当該電気事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(勧告及び命令)

第八条 経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを勧告することができる。

令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、当該認定を取り消すことができる。

5 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(供給した電気の量等の届出)

第十一条 電気事業者は、毎年六月一日までに、経済産業省令で定めるところにより、その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの一年間ににおける電気の供給量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

(帳簿の記載)

第十二条 電気事業者又は第九条第一項の認定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その利用をし、又は発電した新エネルギー等電気の量その他経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者又は第九条第一項の認定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第十四条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(罰則)

第十五条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条又は第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載

をし、又は帳簿を保存しなかつた者
三 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対するとして各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十五条及び第十六条

(第十一条、第十二条及び第十六条にあっては、電気事業者に係る部分に限る。)の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 経済産業大臣は、第三条の規定の施行前においても、同条の規定の例により、新エネルギー等電気利用目標を定め、これを告示することができる。

第三条 第五条の規定の施行の際現に電気事業者である者の中、同条の規定に従つて新エネルギー等電気の利用をすることが著しく困難であるみなす。

理 由

内外の経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給を確保し、及び環境の保全に資するため、電気事業者の供給する電気の量のうち一定量以上の量の電気を風力を変換して得られる電気その他の新エネルギー等電気とする等の

ギー等電気の利用をすることが著しく困難であると経済産業大臣が認定したものに係る第四条に規定する基準利用量は、同条の規定にかかるわらず、第五条の規定の施行後七年間は、第四条の規定によつて算定した量を新エネルギー等電気の利用の状況その他の事情を勘案して経済産業大臣が定める方法により調整して得た量とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」を「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第号)、石油及び可燃性天然ガス資源開発法」に改める。

(経済産業省設置法の一部改正)

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、内外の経済的・社会的環境に応じた工

エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保し、及び環境の保全に資するため、電気事業者の供給する電気の量のうち一定量以上の量の電気を風力を変換して得られる電気その他の新エネルギー等電気とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法に規定する一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。

2 この法律において「新エネルギー等」とは、風力、太陽光、地熱、水力(政令で定めるものに限る)、バイオマスを熱源とする熱及び石油を熱源とする熱以外のエネルギーであつて政令で定めるものをいう。

3 経済産業大臣は、四年ごとに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該年度以降の八年間についての電気事業による新エネルギー等電気の利用の目標を定めなければならぬ。

4 電気事業者は、毎年度、新エネルギー等電気の基準利用量(その電気事業者が当該年度において利用すべきものとして、前年度における電気の供給量を基礎として算定される新エネルギー等電気の量をいう。)等の事項を経済産業大臣に届け出るとともに、基準利用量以上との量の新エネルギー等電気を利用しなければならない。

5 電気事業者は、他の電気事業者がその基準利用量を超える量の新エネルギー等電気を利用する場合において、当該他の電気事業者の同意を得たときは、経済産業大臣の承認を受けて、その超える分に相当する新エネルギー

等電気の量を自らの基準利用量から減少することができる。

6 経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー等電気を利用する量が基準利用量に達していない場合において、正当な理由がないと認めるときは、新エネルギー等電気を利用すべきことを勧告することができるとともに、新エネルギー等電気を利用する量が基準利用量に達していない程度が経済産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、新エネルギー等電気を利用すべきことを命ずることができる。

7 新エネルギー等を電気に変換する設備を用いて発電し、又は発電しようとする者は、設備又は発電の方法が経済産業大臣が定める基準に適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

8 6による命令に違反した者は百万円以下の罰金に処することその他所要の罰則を定める。

9 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。但し、3から6まで及び8に係る部分については、平成十五年四月一日から施行する。

10 所要の経過措置その他所要の規定について定める。

11 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討

二 議案の可決理由
本案は、内外の経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給を確保し、及び環境の保全に資するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した。次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十四年四月二十六日

衆議院議長 編賀 民輔殿

[別紙]

経済産業委員長 谷畠 孝

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、エネルギー源の多様化及び地球温暖化対策の一層の推進を図るために、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 新エネルギー等の範囲を政令で定めるに当たっては、廃棄物発電などく廃プラスチック等の石油起源廃棄物を燃料とする産業廃棄物

発電の取り扱いについて、抑制的観点立ち、関係大臣と十分協議の上、循環型社会形成の基本的原則にのっとり、マテリアルリサイクルの推進を阻害することのないよう、かつ、地球温暖化の防止に資するよう二酸化炭素排出量の削減に十分配慮すること。本制度の下、廃棄物発電の導入への傾斜により他の新エネルギー等の導入が停滞しないよう努めること。

二 新エネルギー等の普及の現状及びエネルギーの

需給状況等を勘案し、真に新エネルギー等の市場拡大に資するよう、審議会の場において十分討議し、適切な水準となるよう定めること。また、基準利用量等に関する具体的運用方法等について、新エネルギー等発電事業者その他の関係者の意見を十分聴取するとともに、電気事業者について利用義務の達成に支障が生じることのないよう、新エネルギー等の取引環境の整備に努めること。

五 政省令の検討及び今後の本制度の見直しを行うに当たっては、当委員会の審議経過及び自然エネルギー推進の諸提言等を踏まえ、適切に取り組むこと。

四 本制度の実施が円滑に行われるよう、法施行までの間において、関係事業者に対し、本制度について十分な周知を図るとともに、必要な指導、助言を行なうよう努めること。

三 新エネルギー等の普及を一層促進するため、関係税制等の整備に努めること。また、事業者等への助成策の充実強化を図るとともに、電力系統連系対策等に関する財政的支援等についても今後検討を進めること。政府においても、関係各省間の十分な連携を図りつつ、率先して新エネルギー等の導入に努めること。

官 報 (号 外)

平成十四年四月二十六日 衆議院会議録第二十九号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

(第七、二十八号の発送は都合により後日とな
るため、二十九号の号を先に発送しました。)

発行所
二東京一
番四都〇
号港五
区一八四四
路ノ門二丁目
務省印
刷局
電話
03
(3587)
4294
定価
(本体
配送
料
100円
別冊
5円)